

平成 22 年公的年金加入状況等調査の概要

1 調査の目的

本調査は、公的年金の加入状況・受給状況、就業状況、世帯の状況及び公的年金に関する周知度等を調査し、公的年金加入状況・受給状況ごとの実態を把握することにより、年金事業の運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

平成22年11月30日現在における全国の15歳以上の者を対象とし、平成17年国勢調査区（原則として1調査区に概ね50世帯が含まれるように設定された約98万地区）から層化無作為抽出法により5,510調査区を抽出して調査を行う「平成22年国民生活基礎調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）の調査区から、全国1,800地区を本調査の調査区として抽出し、当該地区内の全世帯の15歳以上の世帯員を調査客体とした。

3 調査の方法及び調査系統

（1）調査の方法

調査員が調査世帯を訪問し、調査員が調査票を記入する方法により行った。ただし、調査対象者が希望した場合には、調査対象者が調査票を記入し、郵送により回収した。

（2）調査系統

厚生労働省←→日本年金機構←→調査員←→調査世帯

4 回収率及び有効回答率

（1）回収率 72.5% （調査実施世帯数 84,000 件、回収世帯数 60,905 件）

（2）有効回答率 70.8% （調査実施世帯数 84,000 件、有効回答世帯数 59,460 件）

5 集計値について

地域別、男女別、年齢階級別、公的年金加入状況・受給状況別に「母集団数／有効回答数」を集計乗率として設定している。ここでの地域とは、都道府県（政令市及び特別区を除く地域）47、政令市19および東京特別区の67地域である。

なお、本調査の集計値には標本調査に伴う標本誤差がある。

平成 22 年公的年金加入状況等調査 結果の概要

1 公的年金加入状況（20～59 歳）

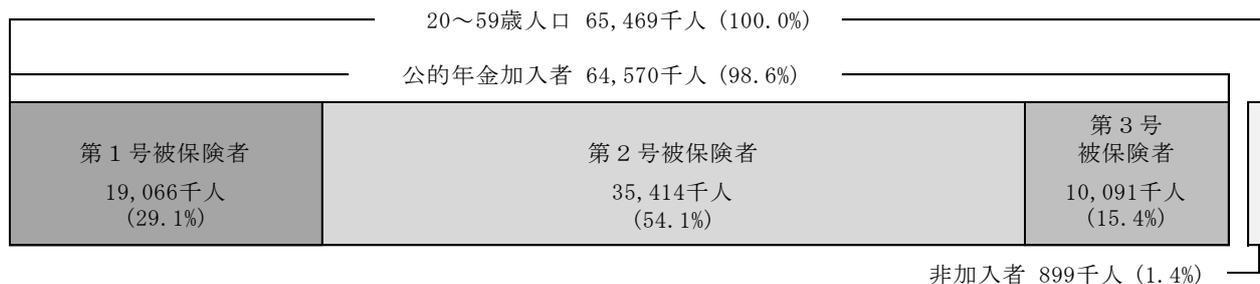
（1）全体の公的年金加入状況

平成 22 年 11 月末における 20～59 歳の公的年金加入者は 6,457 万人であり、その内訳は第 1 号被保険者が 1,906 万 6 千人、第 2 号被保険者が 3,541 万 4 千人、第 3 号被保険者が 1,009 万 1 千人となっている。また、第 1 号未加入者や経過的未届者等を含む非加入者は 89 万 9 千人である。

20～59 歳の人口 6,546 万 9 千人に占める第 1 号被保険者、第 2 号被保険者、第 3 号被保険者、非加入者の割合は各々 29.1%、54.1%、15.4%、1.4%となっており、平成 16 年調査の結果と比較すると第 1 号被保険者と第 3 号被保険者は減少、第 2 号被保険者は増加、非加入者（第 1 号未加入者や経過的未届者等）は横ばいとなっている。（図 1）

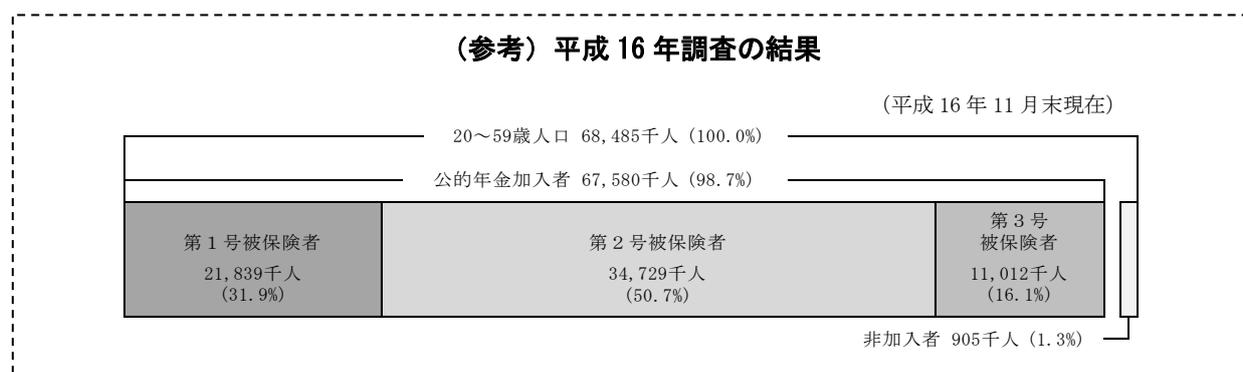
図 1 公的年金加入状況（20～59 歳）

（平成 22 年 11 月末現在）



（参考）平成 16 年調査の結果

（平成 16 年 11 月末現在）



（注） 非加入者とは、日本国内に住所を有する 20～59 歳の者のうち、調査時点において公的年金制度に加入していない者であり、第 1 号未加入者や経過的未届者等がこれにあたる。

経過的未届者とは、加入する公的年金制度の変更のため、一時的に第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までのいずれにも属さない者である。例えば、調査の直前に転職、失業または退職した者であって、調査時点において届出がされていない者がこれに該当する。経過的未届者は、届出が行われた後、遡及して被保険者となる。

(2) 男女別の公的年金加入状況

平成22年11月末における20～59歳の男子の公的年金加入状況をみると、第1号被保険者が979万6千人（男子人口に対し29.5%）、第2号被保険者が2,262万1千人（同68.2%）、第3号被保険者が11万3千人（同0.3%）であり、非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）が65万5千人（同2.0%）となっている。

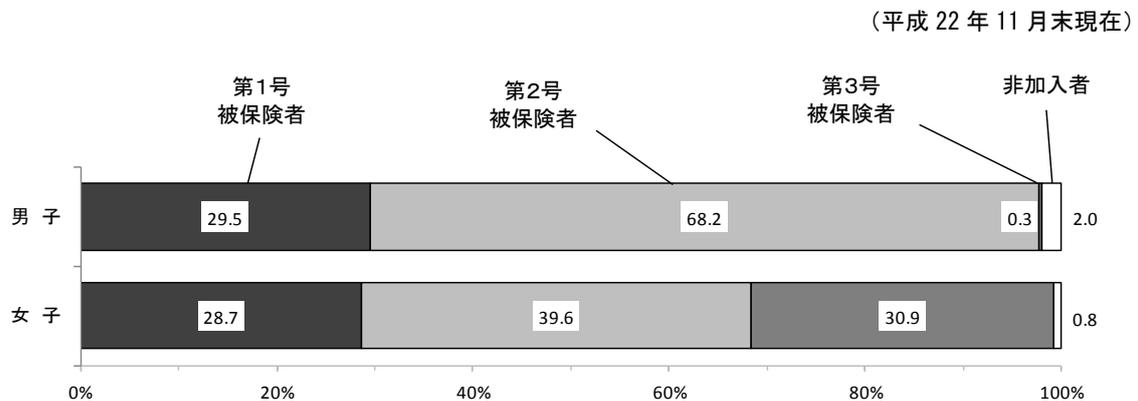
20～59歳の女子の公的年金加入状況をみると、第1号被保険者が926万9千人（女子人口に対し28.7%）、第2号被保険者が1,279万3千人（同39.6%）、第3号被保険者が997万7千人（同30.9%）、非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）が24万4千人（同0.8%）となっている。（表1、図2）

表1 男女別 公的年金加入状況（20～59歳）

（平成22年11月末現在）

年齢階級	総数	加入者	第1号	第2号	第3号	非加入者
			被保険者	被保険者	被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
総数	65,469	64,570	19,066	35,414	10,091	899
男子	33,186	32,531	9,796	22,621	113	655
女子	32,283	32,039	9,269	12,793	9,977	244

図2 男女別 公的年金加入状況の構成割合（20～59歳）



(3) 年齢階級別の公的年金加入状況

平成22年11月末における年齢階級別の公的年金加入状況をみると、年齢階級ごとの人口に占める第1号被保険者の割合は、20～24歳で55.4%と他の年齢階級に比べて最も高くなっている。これは20～24歳人口の35.9%が学生であり、学生のほとんどが第1号被保険者であるためである（P.5参照）。25～54歳の各年齢階級においては、人口に占める第1号被保険者の割合はいずれも20%台であるが、55～59歳でその割合は37.0%とやや高くなる。

年齢階級ごとの人口に占める第2号被保険者の割合は、25～29歳で62.5%と他の年齢階級に比べて最も高くなっており、30～54歳ではいずれの年齢階級においても人口に占める第2号被保険者の割合は50%台であるが、55～59歳でその割合は低下し46.3%となっている。

年齢階級ごとの人口に占める第3号被保険者の割合は、35～54歳の各年齢階級ではほぼ2割程度であるが、55～59歳では第2号被保険者の割合の低下に伴い15.5%とやや低くなっている。

非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）については、35～39歳で他の年齢階級に比べてその割合が最も高く2.4%となっている。（図3）

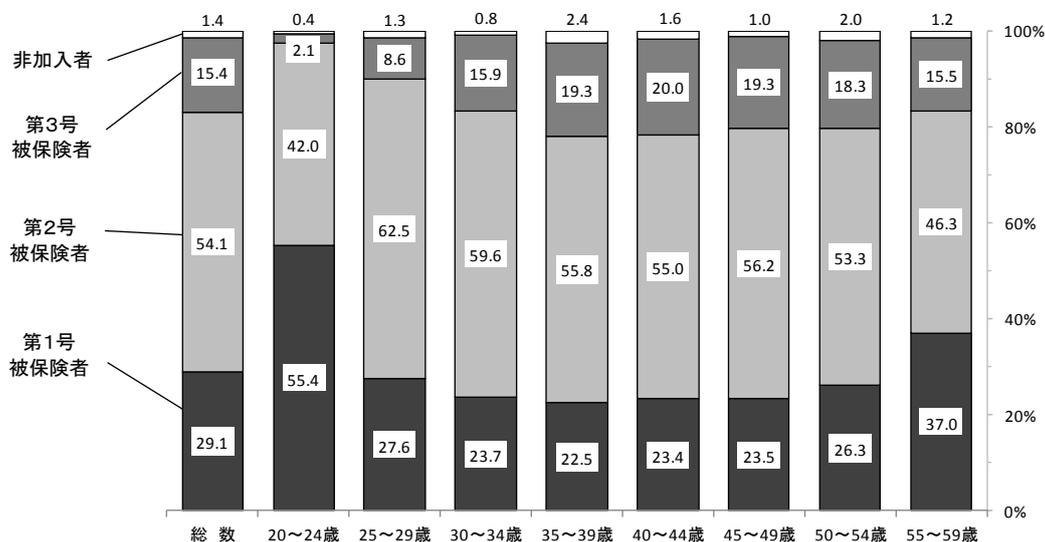
表2 年齢階級別 公的年金加入状況（20～59歳）

（平成22年11月末現在）

年齢階級	総数	加入者			非加入者
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人
総数	65,469	64,570	19,066	35,414	10,091
20～24歳	6,574	6,547	3,645	2,762	141
25～29歳	7,490	7,393	2,064	4,684	645
30～34歳	8,435	8,368	2,003	5,025	1,339
35～39歳	10,006	9,763	2,252	5,579	1,933
40～44歳	8,837	8,700	2,070	4,861	1,769
45～49歳	8,028	7,949	1,884	4,515	1,550
50～54歳	7,623	7,473	2,008	4,066	1,398
55～59歳	8,477	8,377	3,140	3,921	1,316

図3 年齢階級別 公的年金加入状況の構成割合（20～59歳）

（平成22年11月末現在）



(4) 学生の公的年金加入状況

平成22年11月末における20～59歳の学生は300万4千人となっており、20～59歳人口の4.6%を占めている。20～59歳の学生のうち第1号被保険者が252万5千人(20～59歳の学生に対し84.0%)、第2号被保険者が32万1千人(同10.7%)、第3号被保険者が11万2千人(同3.7%)であり、非加入者(第1号未加入者や経過的未届者等)が4万6千人(同1.5%)となっている。(表3、図4)

また、20～24歳の学生は235万7千人であり、20～24歳人口の35.9%を占めている。20～24歳の学生のうち第1号被保険者が220万1千人(20～24歳の学生に対し93.4%)となっている。(表3、図5)

表3 学生・学生以外別 公的年金加入状況 (20～59歳)

学生区分	総数		加入者	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	非加入者
	千人	構成比 %					
	千人	%	千人	千人	千人	千人	千人
総数	65,469	100.0	64,570	19,066	35,414	10,091	899
学生	3,004	4.6	2,958	2,525	321	112	46
学生以外	61,954	94.6	61,117	16,388	34,807	9,922	837
不詳	511	0.8	495	153	285	57	16
(再掲) 20～24歳	6,574	100.0	6,547	3,645	2,762	141	26
学生	2,357	35.9	2,337	2,201	94	43	19
学生以外	4,187	63.7	4,180	1,431	2,652	98	7
不詳	30	0.5	30	14	16	0	0

図4 学生・学生以外別 公的年金加入状況の構成割合 (20～59歳)

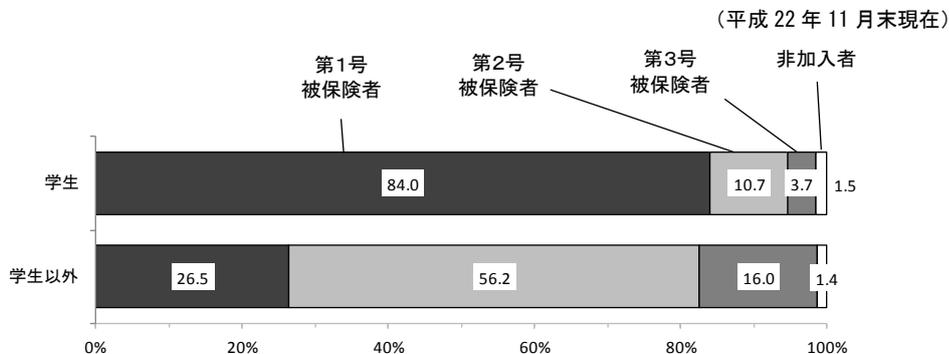
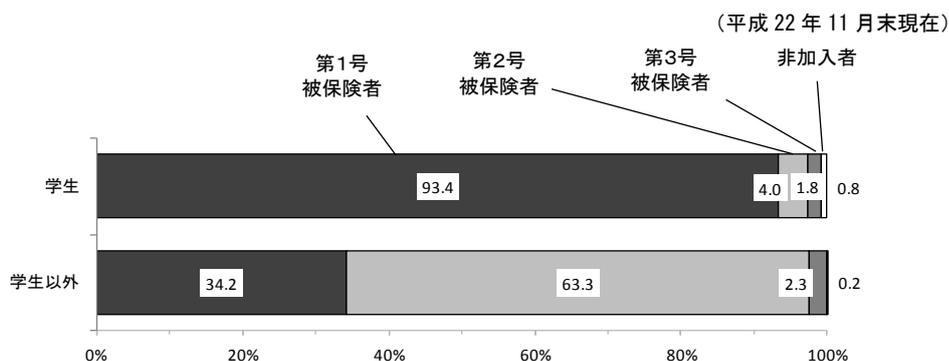


図5 学生・学生以外別 公的年金加入状況の構成割合 (20～24歳)



(5) 男女別、年齢階級別の公的年金加入状況

① 男子の公的年金加入状況

平成22年11月末において、年齢階級ごとの男子人口に占める第1号被保険者の割合は、20～24歳では58.3%と他の年齢階級に比べて最も高くなっている。これは20～24歳においては、人口に占める学生の割合が高く、学生のほとんどが第1号被保険者であるためである。25～54歳の各年齢階級においては男子人口に占める第1号被保険者の割合はいずれも20%台であるが、55～59歳でその割合は33.1%とやや高くなる。

年齢階級ごとの男子人口に占める第2号被保険者の割合は、25～54歳の各年齢階級においてはいずれも7割程度であるが、55～59歳ではその割合は63.8%とやや低くなっている。

年齢階級ごとの男子人口に占める第3号被保険者の割合は、年齢階級が上がるに従って緩やかに上昇し、55～59歳で0.8%と最も高くなっている。

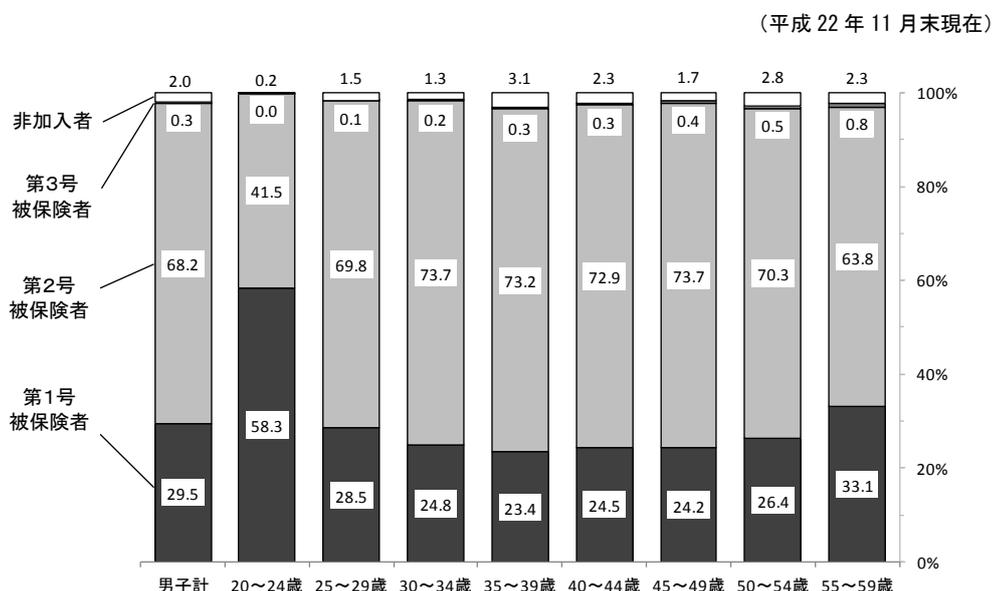
年齢階級ごとの男子人口に占める非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）の割合は、35～39歳において3.1%と他の年齢階級に比べて最も高くなっている。（図6）

表4 年齢階級別 公的年金加入状況（20～59歳、男子）

（平成22年11月末現在）

年齢階級	総数	加入者	加入者			非加入者
			第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
男子計	千人 33,186	千人 32,531	千人 9,796	千人 22,621	千人 113	千人 655
20～24歳	3,356	3,350	1,957	1,392	1	6
25～29歳	3,823	3,764	1,091	2,668	5	59
30～34歳	4,307	4,252	1,068	3,174	10	55
35～39歳	5,103	4,944	1,194	3,737	14	158
40～44歳	4,491	4,389	1,099	3,276	15	102
45～49歳	4,057	3,987	981	2,991	15	70
50～54歳	3,827	3,718	1,008	2,691	19	109
55～59歳	4,223	4,127	1,398	2,694	36	96

図6 年齢階級別 公的年金加入状況の構成割合（20～59歳、男子）



② 女子の公的年金加入状況

平成22年11月末において、年齢階級ごとの女子人口に占める第1号被保険者の割合は、20～24歳では52.4%と他の年齢階級に比べて最も高くなっている。これは20～24歳においては、人口に占める学生の割合が高く、学生のほとんどが第1号被保険者であるためである。25～54歳の各年齢階級においては女子人口に占める第1号被保険者の割合はいずれも20%台であるが、55～59歳ではその割合は40.9%と高くなる。

年齢階級ごとの女子人口に占める第2号被保険者の割合は、25～29歳で55.0%と他の年齢階級に比べて最も高く、25歳以上では概ね年齢階級が上がるごとにその割合は低下している。

年齢階級ごとの女子人口に占める第3号被保険者の割合は、20～44歳において年齢階級が上がるごとに上昇し、35～54歳の各年齢階級では4割程度となっているが、55～59歳では、男子の第2号被保険者の割合の低下に伴い30.1%とやや低くなっている。

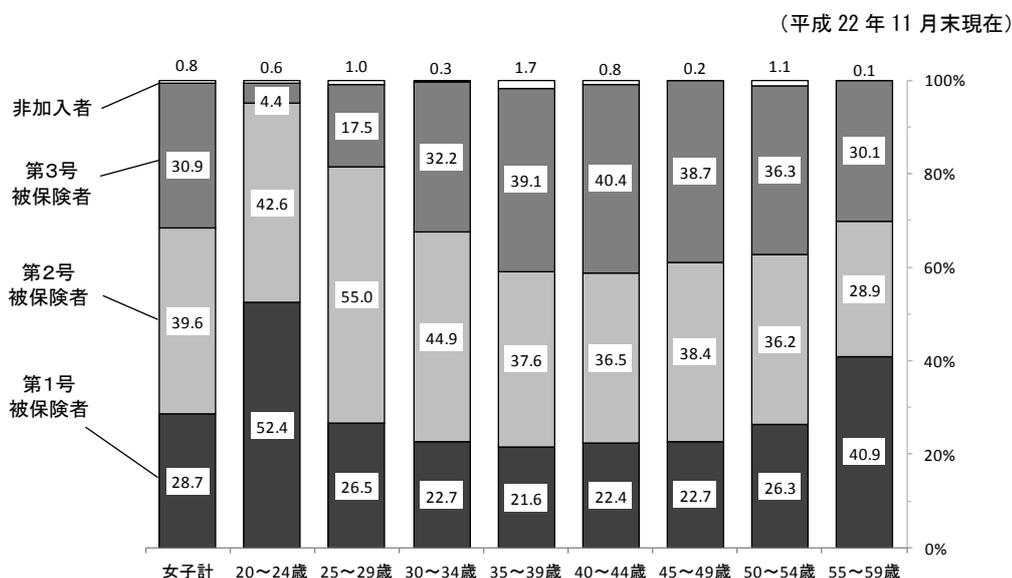
年齢階級ごとの女子人口に占める非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）の割合は、35～39歳で1.7%と他の年齢階級に比べて最も高くなっている。（図7）

表5 年齢階級別 公的年金加入状況（20～59歳、女子）

（平成22年11月末現在）

年齢階級	総数	加入者	加入者			非加入者
			第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
女子計	32,283	32,039	9,269	12,793	9,977	244
20～24歳	3,218	3,198	1,688	1,370	140	20
25～29歳	3,667	3,629	973	2,016	640	38
30～34歳	4,128	4,116	935	1,852	1,329	12
35～39歳	4,904	4,819	1,058	1,842	1,919	85
40～44歳	4,346	4,311	971	1,585	1,754	35
45～49歳	3,971	3,962	903	1,524	1,535	8
50～54歳	3,796	3,755	1,000	1,376	1,379	41
55～59歳	4,254	4,249	1,741	1,228	1,280	4

図7 年齢階級別 公的年金加入状況の構成割合（20～59歳、女子）



(6) 都市規模別の公的年金加入状況

平成 22 年 11 月末において、都市規模ごとの 20～59 歳人口に占める第 1 号被保険者の割合は、「町村」で 30.9%と他の都市規模に比べて最も高く、都市規模が大きくなるほどその割合はやや低くなっているが、どの都市規模でも約 3 割であり大きな差はない。

都市規模ごとの 20～59 歳人口に占める非加入者（第 1 号未加入者や経過的未届者等）の割合は、都市規模「不詳」を除けば、「政令市・特別区」で 1.8%と最も高く、都市規模が小さくなるほどその割合はやや低くなっている。（図 8）

表 6 都市規模別 公的年金加入状況（20～59 歳）

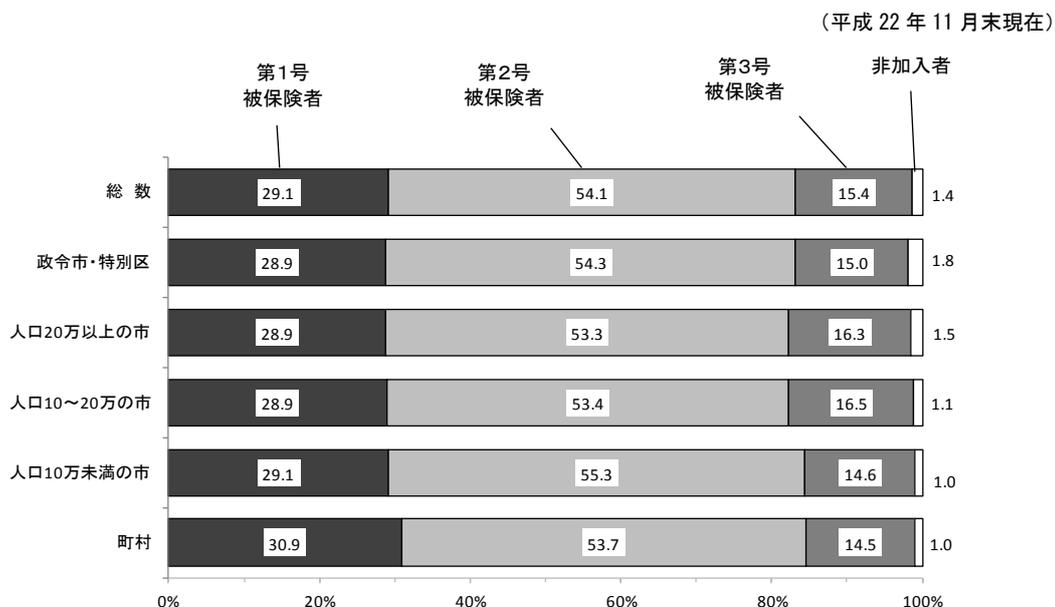
（平成 22 年 11 月末現在）

都市規模	総数	加入者			非加入者
		第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人
総数	65,469	64,570	19,066	35,414	10,091
政令市・特別区	19,040	18,692	5,493	10,348	2,851
人口 20 万以上の市	14,680	14,459	4,237	7,827	2,395
人口 10～20 万の市	11,248	11,120	3,254	6,007	1,859
人口 10 万未満の市	13,869	13,737	4,041	7,674	2,021
町村	6,490	6,426	2,002	3,484	940
不詳	142	136	38	74	24

注 1 平成 22 年国勢調査の結果により、都市規模を分類している。

2 「人口 20 万以上の市」には政令指定都市を含まない。

図 8 都市規模別 公的年金加入状況の構成割合（20～59 歳）



注 1 平成 22 年国勢調査の結果により、都市規模を分類している。

2 「人口 20 万以上の市」には政令指定都市を含まない。

(7) 日本人・外国人別の公的年金加入状況

平成22年11月末における20～59歳の者についてみると、日本人が6,470万7千人、外国人が48万人となっている。(表7)

日本人の公的年金加入状況をみると、第1号被保険者が29.1%、第2号被保険者が54.2%、第3号被保険者が15.4%であり、非加入者(第1号未加入者や経過的未届者等)が1.3%である。

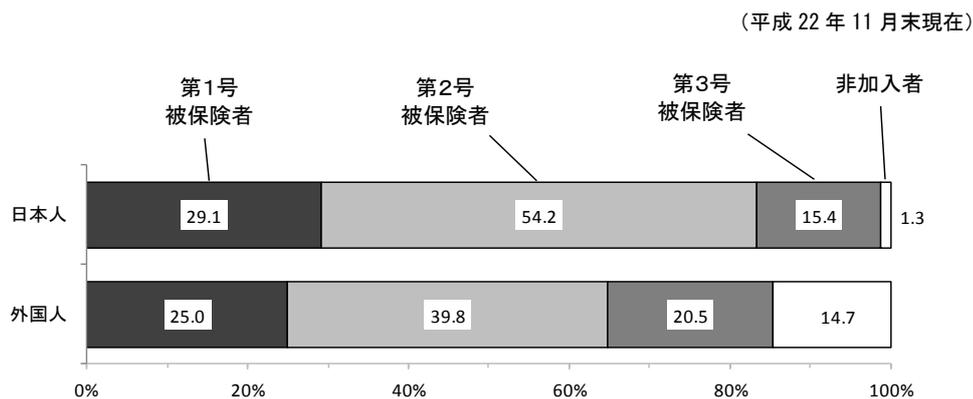
一方、外国人の公的年金加入状況をみると、第1号被保険者が25.0%、第2号被保険者が39.8%、第3号被保険者が20.5%、非加入者(第1号未加入者や経過的未届者等)が14.7%となっており、日本人の公的年金加入状況に比べて、第1号被保険者や第2号被保険者の割合が低く、第3号被保険者や非加入者(第1号未加入者や経過的未届者等)の割合が高くなっている。(図9)

表7 日本人・外国人別 公的年金加入状況 (20～59歳)

(平成22年11月末現在)

分類	総数	加入者	第1号	第2号	第3号	非加入者
			被保険者	被保険者	被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
総数	65,469	64,570	19,066	35,414	10,091	899
日本人	64,707	63,885	18,843	35,080	9,962	822
外国人	480	409	120	191	98	71
不詳	282	276	102	143	31	6

図9 日本人・外国人別 公的年金加入状況の構成割合 (20～59歳)



2 就業形態等と公的年金加入状況（20～59歳）

（1）就業形態

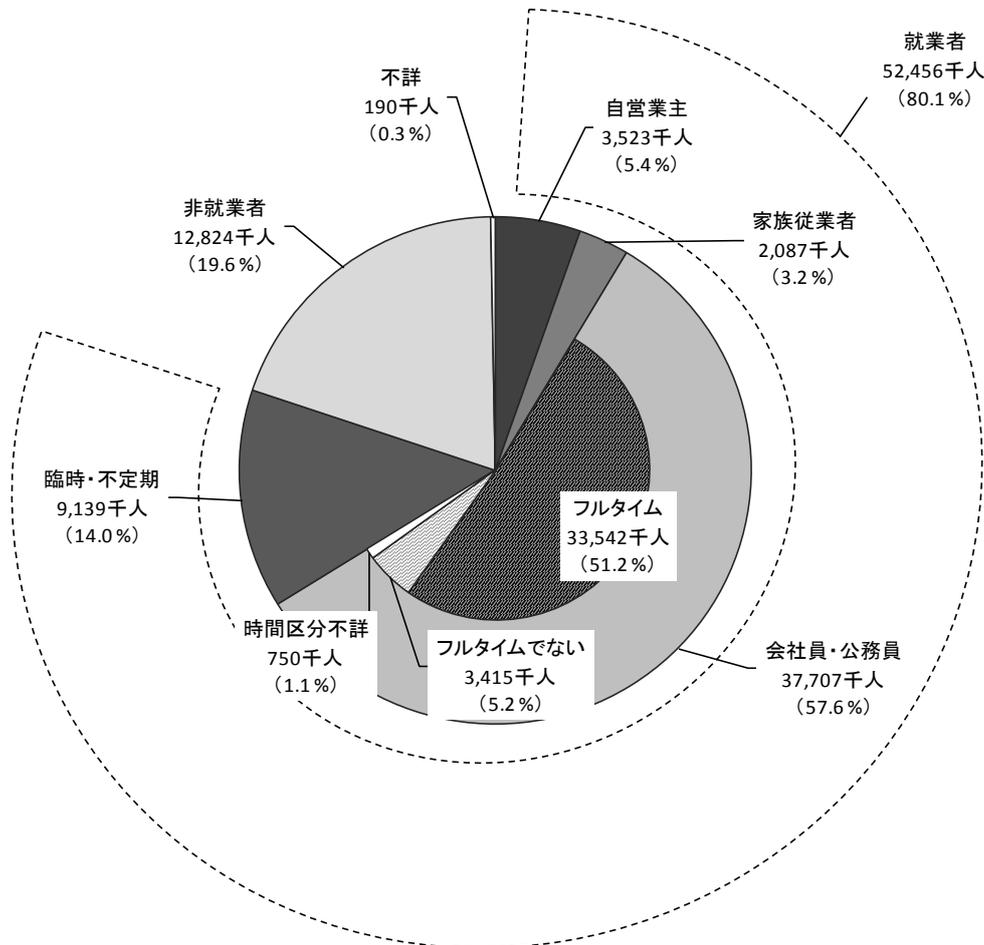
平成22年11月末における20～59歳の者の就業形態をみると、「就業者」が5,245万6千人（人口に対し80.1%）、「非就業者」が1,282万4千人（同19.6%）となっている。

「就業者」の内訳は、「自営業主」が352万3千人（人口に対し5.4%）、「家族従業者」が208万7千人（同3.2%）、「会社員・公務員」（臨時・不定期でないパート・アルバイトの者を含む）が3,770万7千人（同57.6%）、「臨時・不定期」が913万9千人（同14.0%）である。

また、「会社員・公務員」の内訳として、「フルタイム」が3,354万2千人（人口に対し51.2%）、「フルタイムでない」が341万5千人（同5.2%）となっている。（図10）

図10 就業形態（20～59歳）

（平成22年11月末現在）



注1 （ ）内は、20～59歳の人口に対する割合である。

注2 「会社員・公務員」には、臨時・不定期でないパート・アルバイトを含む。

(2) 就業形態別の公的年金加入状況

平成22年11月末における就業形態別に公的年金加入状況の構成割合をみると、就業形態「不詳」を除き、「会社員・公務員」以外の各就業形態では第1号被保険者の割合が最も高く、「自営業主」で78.2%、「家族従業者」で76.4%、「臨時・不定期」で45.2%、「非就業者」で48.2%が第1号被保険者となっている。

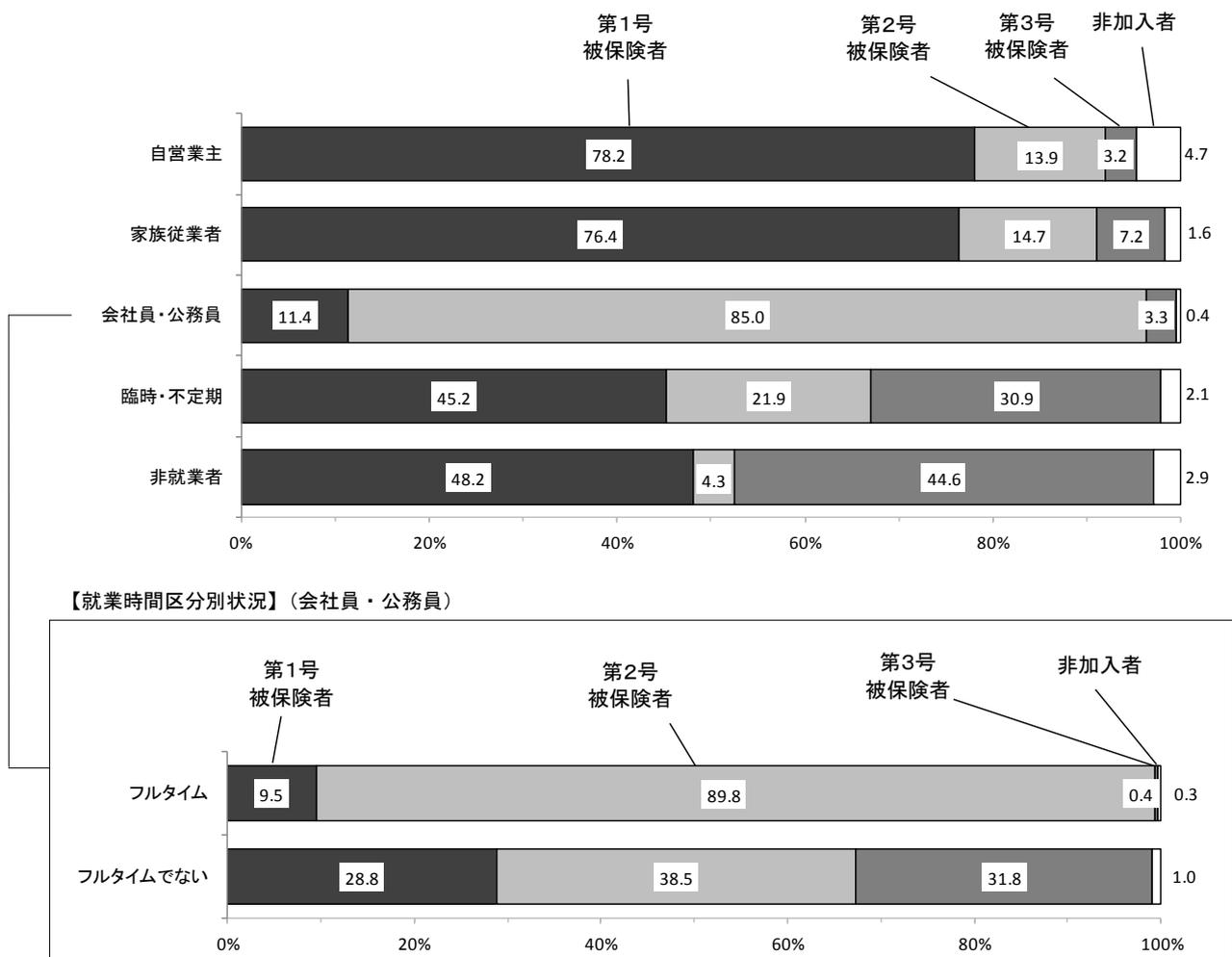
「会社員・公務員」では85.0%が第2号被保険者であり、その中でも「フルタイム」では89.8%が、「フルタイムでない」では38.5%が第2号被保険者となっている。

「非就業者」以外で第3号被保険者の割合が高い就業形態をみると、フルタイムでない「会社員・公務員」で31.8%、「臨時・不定期」で30.9%となっている。

就業形態別に非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）の割合をみると、「自営業主」で4.7%と最も高く、次いで「非就業者」で2.9%となっている。一方、「会社員・公務員」における非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）の割合は0.4%と低く、その中でも「フルタイム」では0.3%となっている。（図11）

図11 就業形態別 公的年金加入状況の構成割合（20～59歳）

（平成22年11月末現在）



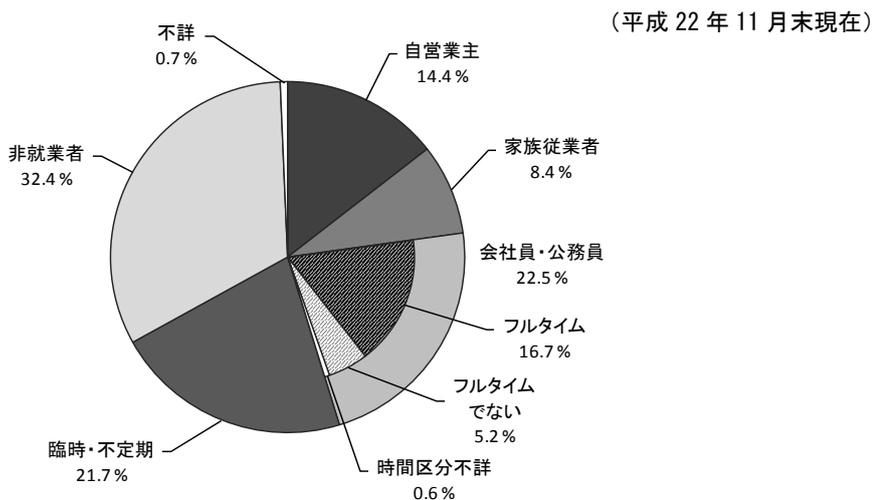
(3) 公的年金加入状況別にみた就業形態

① 第1号被保険者の就業形態

平成22年11月末における20～59歳の第1号被保険者の就業形態の構成割合をみると、「自営業主」が14.4%、「家族従業者」が8.4%、「会社員・公務員」が22.5%、「臨時・不定期」が21.7%、「非就業者」が32.4%となっている。

また、「会社員・公務員」の内訳は、「フルタイム」が16.7%（第1号被保険者に対する割合）、「フルタイムでない」が5.2%（第1号被保険者に対する割合）となっている。（図12）

図12 第1号被保険者 就業形態の構成割合（20～59歳）

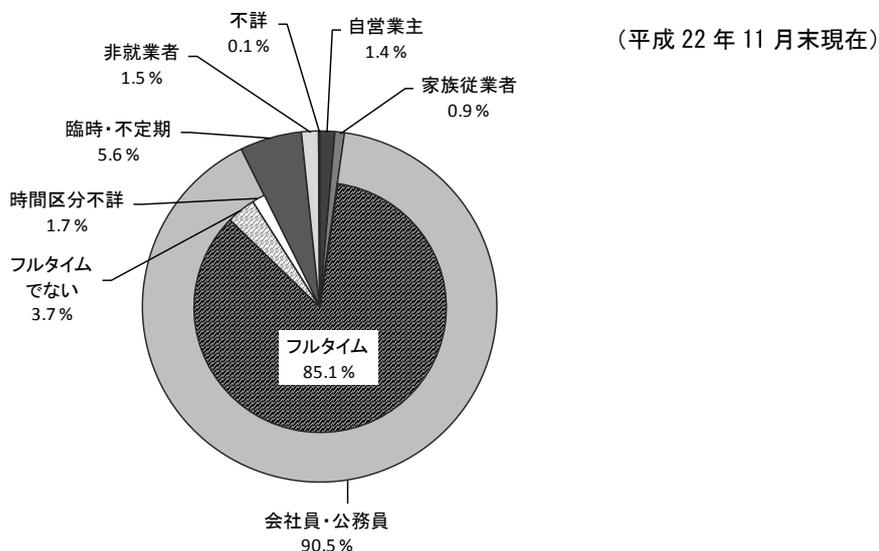


② 第2号被保険者の就業形態

平成22年11月末における20～59歳の第2号被保険者の就業形態の構成割合をみると、「自営業主」が1.4%、「家族従業者」が0.9%、「会社員・公務員」が90.5%、「臨時・不定期」が5.6%、「非就業者」が1.5%となっている。

また、「会社員・公務員」の内訳は、「フルタイム」が85.1%（第2号被保険者に対する割合）、「フルタイムでない」が3.7%（第2号被保険者に対する割合）となっている。（図13）

図13 第2号被保険者 就業形態（20～59歳）



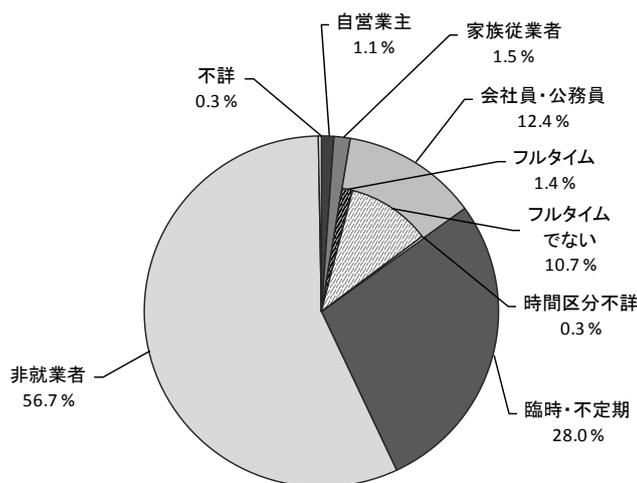
③ 第3号被保険者の就業形態

平成22年11月末における20～59歳の第3号被保険者の就業形態の構成割合をみると、「自営業主」が1.1%、「家族従業者」が1.5%、「会社員・公務員」が12.4%、「臨時・不定期」が28.0%、「非就業者」が56.7%となっている。

また、「会社員・公務員」の内訳は、「フルタイム」が1.4%（第3号被保険者に対する割合）、「フルタイムでない」が10.7%（第3号被保険者に対する割合）となっている。（図14）

図14 第3号被保険者 就業形態の構成割合（20～59歳）

（平成22年11月末現在）



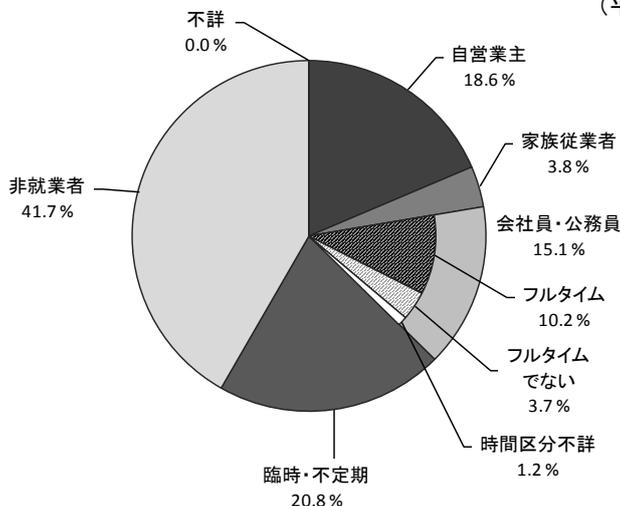
④ 非加入者の就業形態

平成22年11月末における20～59歳の非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）の就業形態の構成割合をみると、「自営業主」が18.6%、「家族従業者」が3.8%、「会社員・公務員」が15.1%、「臨時・不定期」が20.8%、「非就業者」が41.7%となっている。

また、「会社員・公務員」の内訳は、「フルタイム」が10.2%（非加入者に対する割合）、「フルタイムでない」が3.7%（非加入者に対する割合）となっている。（図15）

図15 非加入者 就業形態の構成割合（20～59歳）

（平成22年11月末現在）



(4) 業態別の公的年金加入状況

① 業態別公的年金加入状況

平成22年11月末において、業態別の「就業者」(20～59歳)に占める第1号被保険者の割合は、「農林水産業」で66.0%と最も高く、次いで「飲食店・宿泊業」で53.0%である。

業態別の「就業者」(20～59歳)に占める第2号被保険者の割合は、「公務」で91.7%と最も高く、次いで「情報通信業」で85.6%である。

業態別の「就業者」(20～59歳)に占める第3号被保険者の割合は、「飲食店・宿泊業」で15.8%と最も高く、次いで「卸売・小売業」で13.1%である。(業態「不詳」は除く。)

業態別の「就業者」(20～59歳)に占める非加入者(第1号未加入者や経過的未届者等)の割合をみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」で4.7%と最も高く、次いで「建設業」で3.4%となっている。この割合が最も低いのは「公務」で0.1%である。(表8)

表8 業態別 公的年金加入状況の構成割合(20～59歳、就業者)

業態	総数	加入者	(平成22年11月末現在)			非加入者
			第1号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	
就業者計	100.0	99.0	24.3	66.4	8.3	1.0
農林水産業	100.0	99.0	66.0	25.8	7.2	1.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	95.3	10.4	83.0	1.8	4.7
建設業	100.0	96.6	36.3	58.4	1.9	3.4
製造業	100.0	99.5	13.2	81.8	4.5	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.9	23.1	72.9	2.9	1.1
情報通信業	100.0	99.5	12.3	85.6	1.6	0.5
運輸業、郵便業	100.0	98.9	16.2	78.3	4.5	1.1
卸売・小売業	100.0	99.6	27.8	58.6	13.1	0.4
金融・保険業	100.0	99.7	10.6	81.1	8.0	0.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	98.6	29.7	60.4	8.5	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	99.3	27.7	66.5	5.1	0.7
飲食店・宿泊業	100.0	98.6	53.0	29.8	15.8	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	99.2	37.5	49.5	12.3	0.8
教育・学習支援業	100.0	99.3	20.2	68.5	10.6	0.7
医療・福祉	100.0	99.7	16.8	71.4	11.6	0.3
複合サービス事業	100.0	97.0	16.8	73.3	6.9	3.0
職業紹介・労働者派遣業	100.0	99.1	28.0	61.1	10.0	0.9
その他の対事業所サービス業	100.0	99.1	26.7	62.2	10.2	0.9
修理業	100.0	96.6	32.8	61.2	2.6	3.4
廃棄物処理業	100.0	98.1	19.3	75.1	3.7	1.9
政治・経済・文化団体	100.0	97.9	24.9	66.3	6.6	2.1
その他のサービス業	100.0	98.2	34.9	52.1	11.2	1.8
公務	100.0	99.9	5.2	91.7	3.0	0.1
不詳	100.0	98.2	45.0	32.0	21.1	1.8

② 公的年金加入状況別の業態の構成割合

平成22年11月末における20～59歳の「就業者」について業態の構成割合をみると、「製造業」が17.8%と最も高く、次いで「卸売・小売業」が10.9%となっている。

第1号被保険者における業態の構成割合は「卸売・小売業」が12.4%と最も高く、次いで「建設業」が10.3%である。

第2号被保険者における業態の構成割合は「製造業」が21.9%と最も高く、次いで「医療・福祉」が11.0%である。

第3号被保険者における業態の構成割合は「卸売・小売業」が17.3%と最も高く、次いで「医療・福祉」が14.4%となっている。

非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）における業態の構成割合は「建設業」が23.4%と最も高く、次いで「その他のサービス業」が12.4%となっている。（表9）

表9 公的年金加入状況別の業態の構成割合（20～59歳、就業者）

業態	(平成22年11月末現在)					非加入者
	総数	加入者	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
	%	%	%	%	%	%
就業者計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農林水産業	2.0	2.0	5.4	0.8	1.7	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.7
建設業	6.9	6.7	10.3	6.1	1.5	23.4
製造業	17.8	17.9	9.6	21.9	9.7	8.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1.9	1.9	1.8	2.1	0.7	2.1
情報通信業	3.4	3.4	1.7	4.3	0.7	1.6
運輸業、郵便業	4.6	4.6	3.1	5.5	2.5	4.9
卸売・小売業	10.9	10.9	12.4	9.6	17.3	4.3
金融・保険業	3.3	3.3	1.4	4.0	3.2	1.1
不動産業、物品賃貸業	1.1	1.1	1.3	1.0	1.1	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	2.0	2.0	2.3	2.0	1.3	1.4
飲食店・宿泊業	4.5	4.5	9.7	2.0	8.6	6.2
生活関連サービス業、娯楽業	3.7	3.7	5.8	2.8	5.5	2.8
教育・学習支援業	4.2	4.2	3.5	4.4	5.4	2.8
医療・福祉	10.3	10.3	7.1	11.0	14.4	2.7
複合サービス事業	2.4	2.3	1.6	2.6	2.0	7.0
職業紹介・労働者派遣業	0.7	0.7	0.7	0.6	0.8	0.6
その他の対事業所サービス業	2.3	2.3	2.5	2.2	2.8	2.2
修理業	1.2	1.2	1.6	1.1	0.4	4.0
廃棄物処理業	0.4	0.4	0.3	0.5	0.2	0.8
政治・経済・文化団体	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.5
その他のサービス業	6.9	6.8	9.9	5.4	9.3	12.4
公務	5.9	6.0	1.3	8.2	2.2	0.3
不詳	3.4	3.3	6.2	1.6	8.6	6.2

(5) 経営組織別の公的年金加入状況

平成22年11月末における20～59歳の「就業者」について勤務先の経営組織別の人数をみると、「法人」が3,037万8千人、「法人以外（正社員5人未満）」が655万7千人、「法人以外（正社員5人以上）」が825万6千人、「国・地方公共団体」が491万7千人となっている。（表10）

経営組織別に公的年金加入状況をみると、「法人」では76.2%、「法人以外（正社員5人以上）」では68.4%、「国・地方公共団体」では87.6%が第2号被保険者である。

一方、「法人以外（正社員5人未満）」においては、第1号被保険者が70.9%となっている。

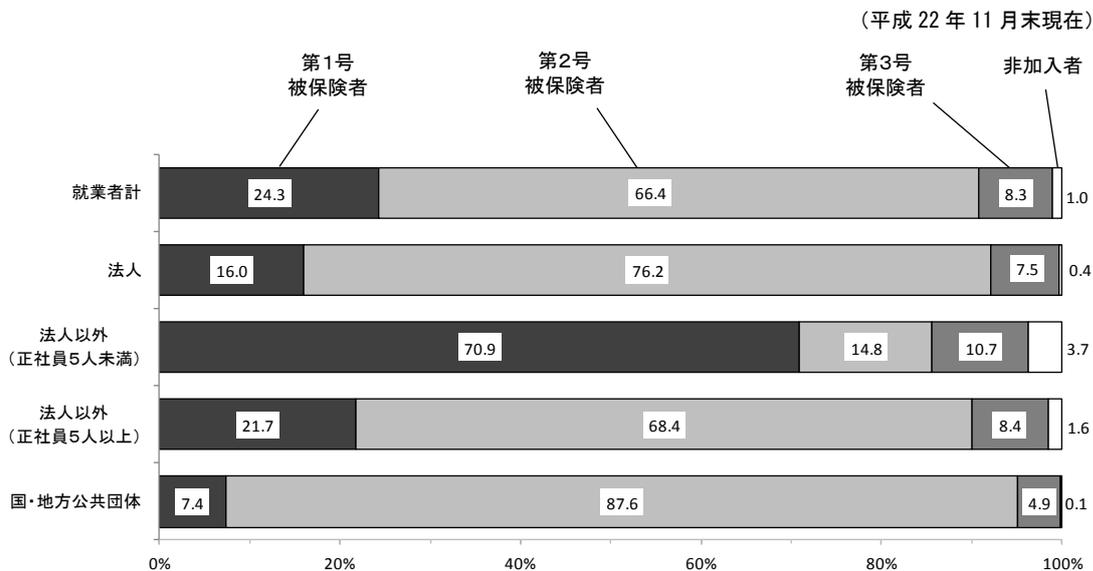
また、「法人以外（正社員5人未満）」では非加入者（第1号未加入者や経過的未届者等）の割合が他の経営組織と比べて最も高く3.7%となっている。（図16）

表10 経営組織別 公的年金加入状況（20～59歳 就業者）

（平成22年11月末現在）

経営組織	総数	加入者	加入者			非加入者
			第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
就業者計	52,456	51,932	12,760	34,831	4,340	524
法人	30,378	30,265	4,850	23,149	2,266	113
法人以外（正社員5人未満）	6,557	6,314	4,648	968	699	242
法人以外（正社員5人以上）	8,256	8,126	1,790	5,645	690	130
国・地方公共団体	4,917	4,912	363	4,308	241	5
不詳	2,349	2,315	1,109	761	445	34

図16 経営組織別 公的年金加入状況の構成割合（20～59歳、就業者）



(6) 月の労働日数別の公的年金加入状況

平成22年11月末における20～59歳の「会社員・公務員」について、月あたりの労働日数階級別の状況をみると、月の労働日数が多いほど人数が多くなっており、労働日数「21日以上」の者は2,775万5千人となっている。(表11)

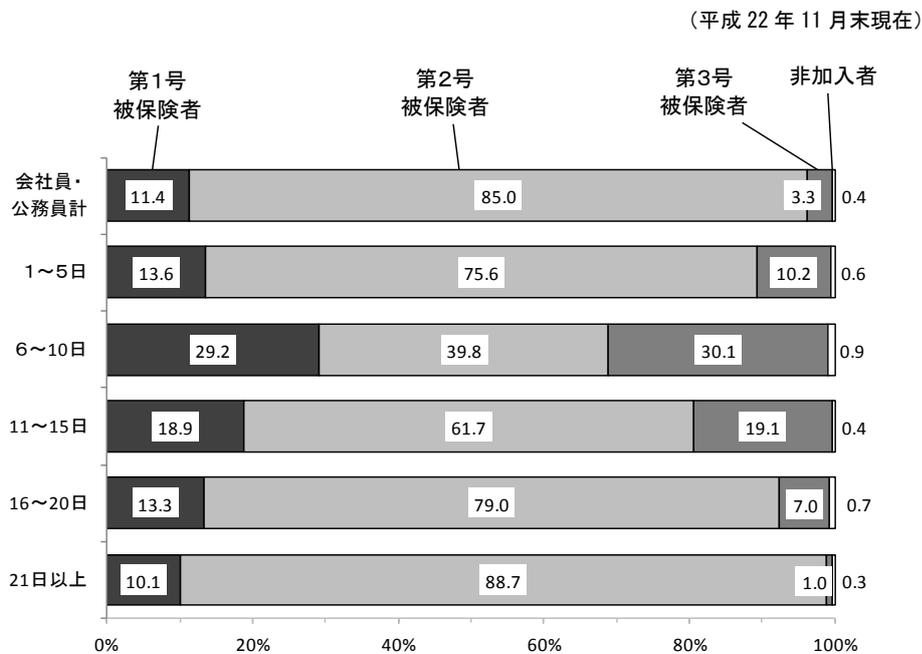
月の労働日数階級別に第2号被保険者の割合をみると、労働日数「21日以上」で88.7%と他の労働日数階級に比べて最も高く、「6～10日」で最も低く39.8%となっている。(図17)

表11 月の労働日数別 公的年金加入状況 (20～59歳、会社員・公務員)

(平成22年11月末現在)

月の労働日数	総数	加入者			非加入者
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
会社員・公務員計	37,707	37,571	4,284	32,035	1,252
1～5日	435	433	59	329	44
6～10日	491	486	143	195	148
11～15日	1,535	1,529	289	947	292
16～20日	6,991	6,945	932	5,527	486
21日以上	27,755	27,682	2,793	24,623	266
不詳	500	497	68	414	16

図17 月の労働日数別 公的年金加入状況の構成割合 (20～59歳、会社員・公務員)



(7) 週の労働時間別の公的年金加入状況

平成22年11月末における20～59歳の「会社員・公務員」について、週あたりの労働時間階級別の状況をみると、概ね週の労働時間が長いほど人数が多くなっており、労働時間「40時間以上」の者は2,468万8千人となっている。(表12)

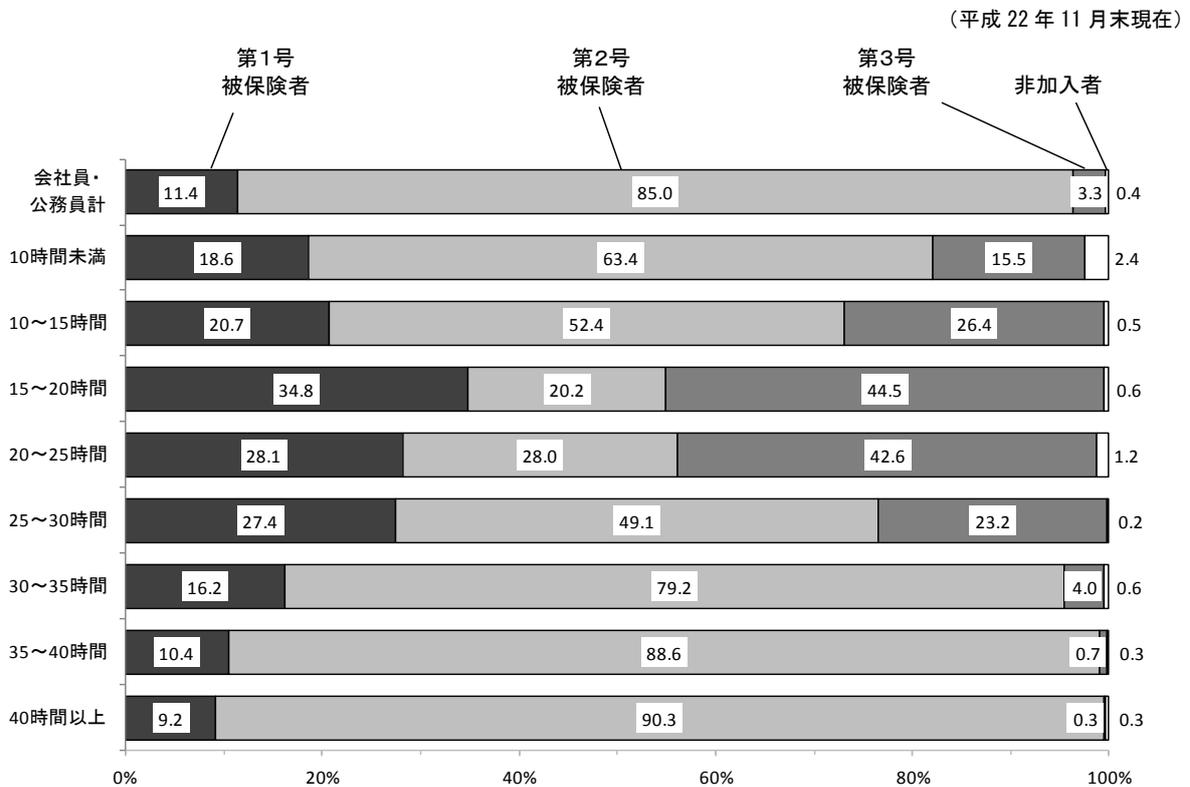
週の労働時間階級別に第2号被保険者の割合をみると、労働時間「40時間以上」で90.3%と他の労働時間階級に比べて最も高く、「15～20時間」で20.2%と最も低くなっている。(図18)

表12 週の労働時間別 公的年金加入状況 (20～59歳 会社員・公務員)

(平成22年11月末現在)

週の労働時間	総数	加入者			非加入者
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
会社員・公務員計	37,707	37,571	4,284	32,035	1,252
10時間未満	537	524	100	341	83
10～15時間	649	646	134	340	171
15～20時間	645	641	224	130	287
20～25時間	808	798	227	226	345
25～30時間	655	653	180	321	152
30～35時間	2,122	2,110	344	1,681	85
35～40時間	6,983	6,965	729	6,189	47
40時間以上	24,688	24,614	2,261	22,285	68
不詳	621	620	85	521	14

図18 週の労働時間別 公的年金加入状況の構成割合 (20～59歳、会社員・公務員)



3 公的年金等の受給状況

(1) 公的年金受給状況（60歳以上）

平成22年11月末における60歳以上の公的年金受給者（恩給受給者は含まない）は3,534万7千人である。

また、65歳以上においては、公的年金受給者が2,839万5千人、未受給者が88万6千であり、各々65歳以上人口に占める割合は97.0%、3.0%となっている。（図19）

なお、ここでの未受給者には、支給開始年齢に達していない者や裁定請求をしていない者を含んでいる。

図19 公的年金受給状況（60歳以上）

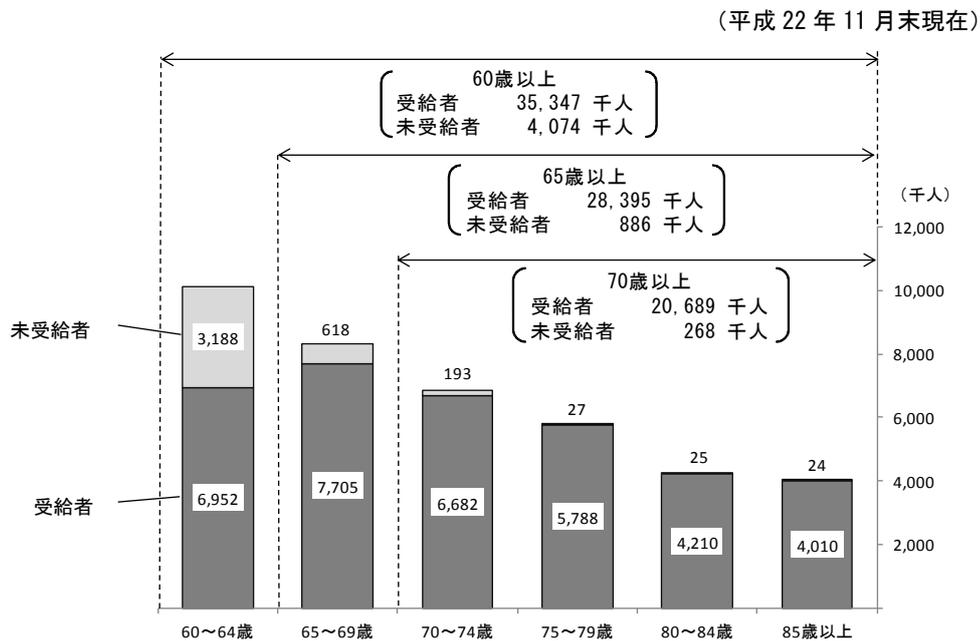
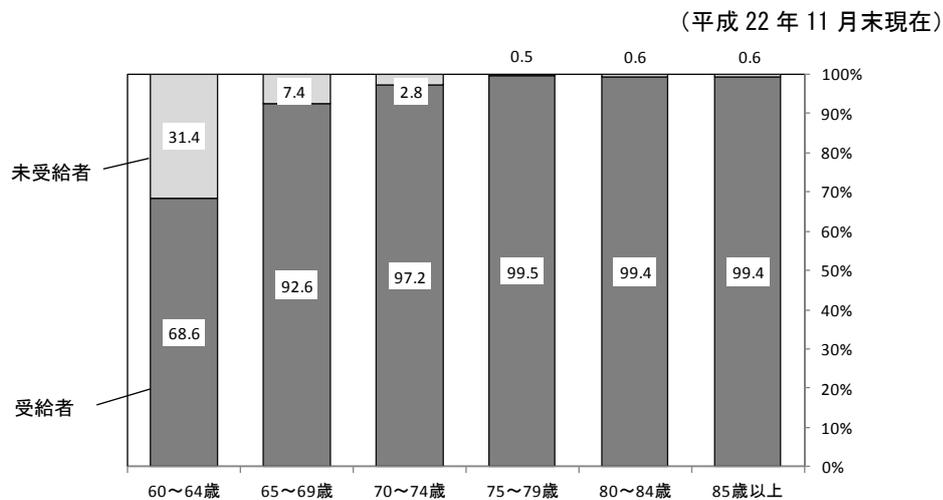


図20 公的年金受給状況の構成割合（60歳以上）



(2) 年金種別受給状況 (60 歳以上)

平成 22 年 11 月末における 60 歳以上の公的年金受給者について、受給している年金種別の状況をみると、「老齢年金」が 3,055 万 5 千人、「障害年金」が 41 万 1 千人、「遺族年金」が 182 万 6 千人となっている。(表 13)

表 13 年金種別受給状況 (60 歳以上)

(平成22年11月末現在)

年齢階級	総数	受給者	受給年金種別				未受給者
			老齢年金	障害年金	遺族年金	不詳	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
60歳以上	39,421	35,347	30,555	411	1,826	2,554	4,074
65歳以上	29,281	28,395	24,800	266	1,571	1,758	886
70歳以上	20,958	20,689	17,864	179	1,358	1,289	268
60～64歳	10,140	6,952	5,756	145	255	796	3,188
65～69歳	8,323	7,705	6,936	87	213	470	618
70～74歳	6,874	6,682	5,951	66	238	427	193
75～79歳	5,815	5,788	5,061	49	329	349	27
80～84歳	4,235	4,210	3,619	28	327	237	25
85歳以上	4,033	4,010	3,234	36	464	276	24

注 異なる種別の年金を併給している者も、いずれか一つの受給年金種別のみには計上されている。

(3) 被用者年金加入状況 (60～69 歳)

平成 22 年 11 月末において 60～69 歳で被用者年金の被保険者として公的年金制度に加入している者は 339 万 7 千人となっている。うち 229 万 3 千人が被用者年金に加入しつつ公的年金を受給している。

(表 14)

表 14 被用者年金加入状況 (60～69 歳)

(平成22年11月末現在)

年齢階級	総数	加入者	加入者		非加入者	非加入者	
			公的年金受給者	公的年金未受給者		公的年金受給者	公的年金未受給者
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
総数	18,463	3,397	2,293	1,104	15,066	12,364	2,702
60～64歳	10,140	2,661	1,609	1,052	7,479	5,342	2,136
65～69歳	8,323	736	684	52	7,587	7,022	566

注 国民年金の任意加入被保険者は、非加入者に計上されている。

(4) 公的給付受給状況 (15 歳以上)

平成 22 年 11 月末において 15 歳以上の者のうち、公的給付を受給していると回答した者は、「公的年金」3,740 万人、「失業保険 (基本手当)」56 万 2 千人、「生活保護」79 万 8 千人、「労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付 (年金)・遺族補償給付 (年金)」24 万 9 千人、「児童扶養手当」120 万 8 千人、「その他の公的給付」62 万 7 千人となっている (重複あり)。

また、公的年金を含め公的給付を何も受けていない者は 6,895 万 7 千人であり、15 歳以上人口の 62.1% となっている。(表 15)

なお、これらは本調査の回答結果を集計したものであり、各制度の事業実績とは大きく乖離しているものもあるので、参考までに各制度の事業実績を「(参考) 業務統計における数値」に掲載する。

表 15 公的給付受給状況 (15 歳以上)

(平成 22 年 11 月末現在)

年齢階級	総数	公的給付受給者	公的給付種別 (複数回答)						公的給付非受給者
			公的年金	失業保険 (基本手当)	生活保護	労災年金 (遺族・障害)	児童扶養手当	その他	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
15歳以上	110,969	42,012	37,400	562	798	249	1,208	627	68,957
60歳以上	39,421	35,942	35,347	123	449	153	7	256	3,479
65歳以上	29,281	28,647	28,395	12	314	97	5	140	634
70歳以上	20,958	20,765	20,689	4	145	76	3	103	193
15～59歳	71,549	6,070	2,053	439	348	96	1,201	371	65,479
60～64歳	10,140	7,296	6,952	111	135	56	2	115	2,844
65～69歳	8,323	7,882	7,705	8	169	21	2	37	442
70～74歳	6,874	6,732	6,682	4	60	16	2	20	142
75～79歳	5,815	5,794	5,788	0	29	21	0	20	21
80～84歳	4,235	4,218	4,210	0	29	21	0	21	17
85歳以上	4,033	4,021	4,010	0	28	18	0	41	13

注 1 公的給付種別は、複数回答であるため重複がある。

2 「労災年金」は労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付 (年金)・遺族補償給付 (年金) を指す。

(参考) 業務統計における数値

失業保険 (基本手当) 受給者実人員 [出典：雇用保険事業年報]

雇用保険の基本手当 (延長分、特例訓練分を含む) 706,324 人 (平成 22 年 11 月)

雇用保険の基本手当 (延長分、特例訓練分を除く) 637,050 人 (平成 22 年 11 月)

生活保護 被保護実人員 1,975,587 人 (平成 22 年 11 月) [出典：福祉行政報告例]

「被保護者全国一斉調査」(平成 21 年 7 月 1 日) によれば、被保護者に占める 15 歳以上の割合は約 89%

労災年金 (遺族・障害) 受給者数 223,024 人 (平成 22 年度末) [出典：労災保険事業年報]

(労働者災害補償保険法に基づく障害補償年金および遺族補償年金の受給者数の合計)

児童扶養手当 受給者数 1,090,648 人 (平成 22 年 11 月分) [出典：福祉行政報告例]

(ここでいう受給者数とは世帯数である)

4 公的年金に対する意識

(1) 老後の生活設計（15歳以上）

① 男女別の状況

「老後の収入として見込んでいるもの」についての回答状況（複数回答）をみると、「公的年金」を収入として見込んでいる者が83.4%と最も高く、次いで「貯蓄・退職金の取り崩し」が40.5%、「自分で働く」が26.6%となっている。

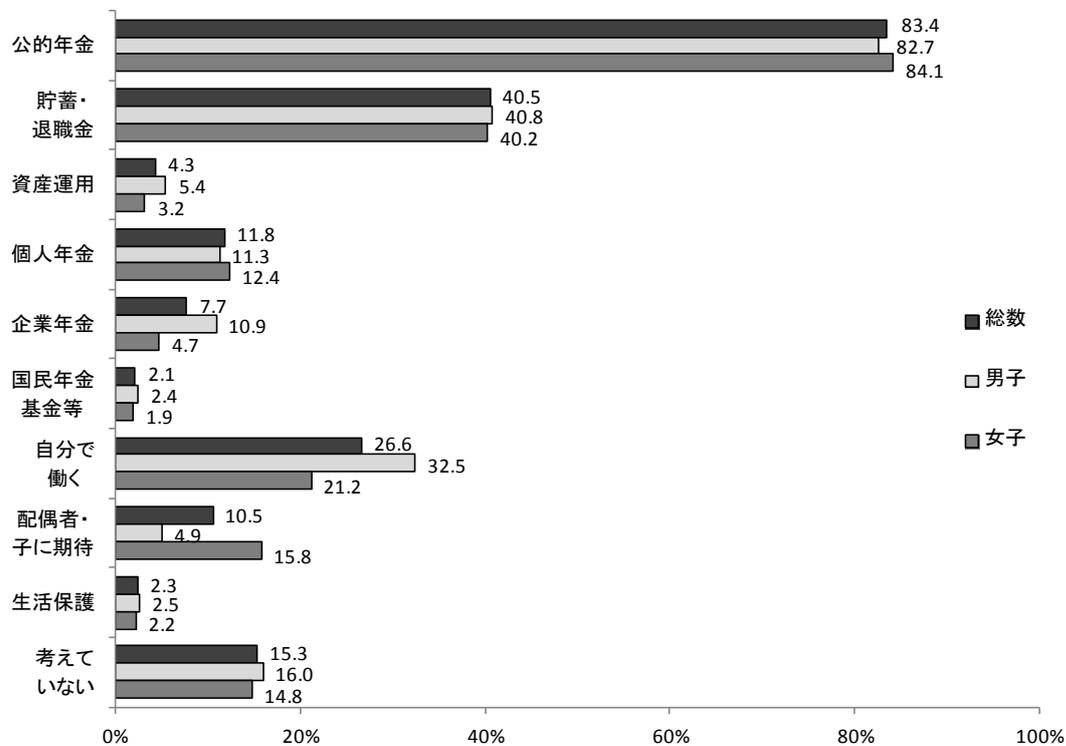
「自分で働く」と回答した者の割合を男女別にみると、男子で32.5%、女子で21.2%である。一方、「配偶者・子に期待」と回答した者の割合は、男子で4.9%、女子で15.8%となっている。（表16、図21）

表16 老後の収入として見込んでいるもの（15歳以上、男女別）

	総数	老後の収入として見込んでいるもの（複数回答）									
		公的年金	貯蓄・退職金	資産運用	個人年金	企業年金	国民年金基金等	自分で働く	配偶者・子に期待	生活保護	考えていない
総数	100.0	83.4	40.5	4.3	11.8	7.7	2.1	26.6	10.5	2.3	15.3
男子	100.0	82.7	40.8	5.4	11.3	10.9	2.4	32.5	4.9	2.5	16.0
女子	100.0	84.1	40.2	3.2	12.4	4.7	1.9	21.2	15.8	2.2	14.8

注 「国民年金基金等」には、個人型確定拠出年金を含む。

図21 老後の収入として見込んでいるもの（15歳以上、男女別）



注 「国民年金基金等」には、個人型確定拠出年金を含む。

② 年齢階級別の状況

「老後の収入として見込んでいるもの」についての回答状況（複数回答）を年齢階級別にみると、「公的年金」を収入として見込んでいる者の割合は、60歳未満においては年齢階級が上がるほど高くなっており、50歳以上の各年齢階級では90%を超えている。

「自分で働く」と回答した者の割合は、50歳未満においては年齢階級が上がるに伴って上昇し、45～49歳で35.9%と最大となり、以降の年齢階級では年齢階級が上がるごとに概ね低下している。

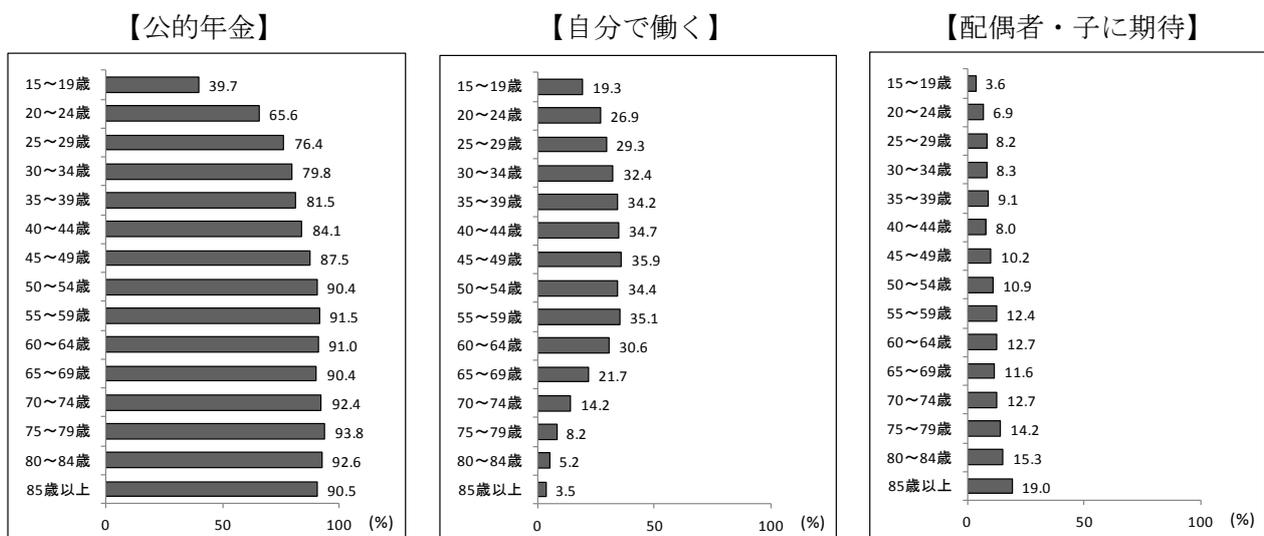
「配偶者・子に期待」と回答した者の割合は、年齢階級が上がるに伴い概ね上昇し85歳以上では19.0%となっている。（表17、図22）

表17 老後の収入として見込んでいるもの（15歳以上、年齢階級別）

年齢階級	総数	老後の収入として見込んでいるもの（複数回答）									
		公的年金	貯蓄・退職金	資産運用	個人年金	企業年金	国民年金基金等	自分で働く	配偶者・子に期待	生活保護	考えていない
総数	100.0	83.4	40.5	4.3	11.8	7.7	2.1	26.6	10.5	2.3	15.3
15～19歳	100.0	39.7	18.0	1.4	5.0	3.2	0.8	19.3	3.6	0.9	59.3
20～24歳	100.0	65.6	34.3	2.6	7.9	5.6	1.3	26.9	6.9	1.2	36.6
25～29歳	100.0	76.4	43.4	4.7	9.3	7.0	1.8	29.3	8.2	1.6	24.1
30～34歳	100.0	79.8	48.8	4.1	12.5	7.2	2.4	32.4	8.3	1.8	20.2
35～39歳	100.0	81.5	47.7	3.8	17.9	8.4	3.0	34.2	9.1	2.1	15.4
40～44歳	100.0	84.1	44.7	4.0	18.8	9.6	3.0	34.7	8.0	2.1	13.2
45～49歳	100.0	87.5	45.8	3.8	20.1	9.3	2.9	35.9	10.2	2.5	10.3
50～54歳	100.0	90.4	45.8	4.8	18.3	8.7	2.9	34.4	10.9	2.3	9.2
55～59歳	100.0	91.5	43.3	4.3	14.4	8.8	2.4	35.1	12.4	2.9	8.3
60～64歳	100.0	91.0	40.8	5.5	12.4	11.5	2.5	30.6	12.7	3.4	6.7
65～69歳	100.0	90.4	39.3	6.0	8.5	9.0	1.9	21.7	11.6	4.3	7.1
70～74歳	100.0	92.4	37.7	4.1	5.8	8.0	1.4	14.2	12.7	3.1	6.8
75～79歳	100.0	93.8	36.2	4.6	4.4	4.6	1.0	8.2	14.2	1.8	5.9
80～84歳	100.0	92.6	32.8	4.9	3.6	3.1	1.1	5.2	15.3	1.9	5.6
85歳以上	100.0	90.5	30.0	4.9	2.4	2.9	0.9	3.5	19.0	1.9	6.5

注 「国民年金基金等」には、個人型確定拠出年金を含む。

図22 老後の収入として見込んでいるもの（15歳以上、年齢階級別）

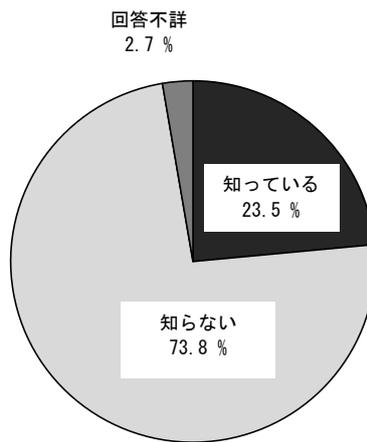


(2) 老後の年金見込み額を知っているか (20～59 歳)

「将来受け取れる老後の年金の見込み額を知っているか」という質問について、年金をまだ受給していない20～59歳の者の回答状況を見ると、「知っている」と回答した者は23.5%であった。(図23)

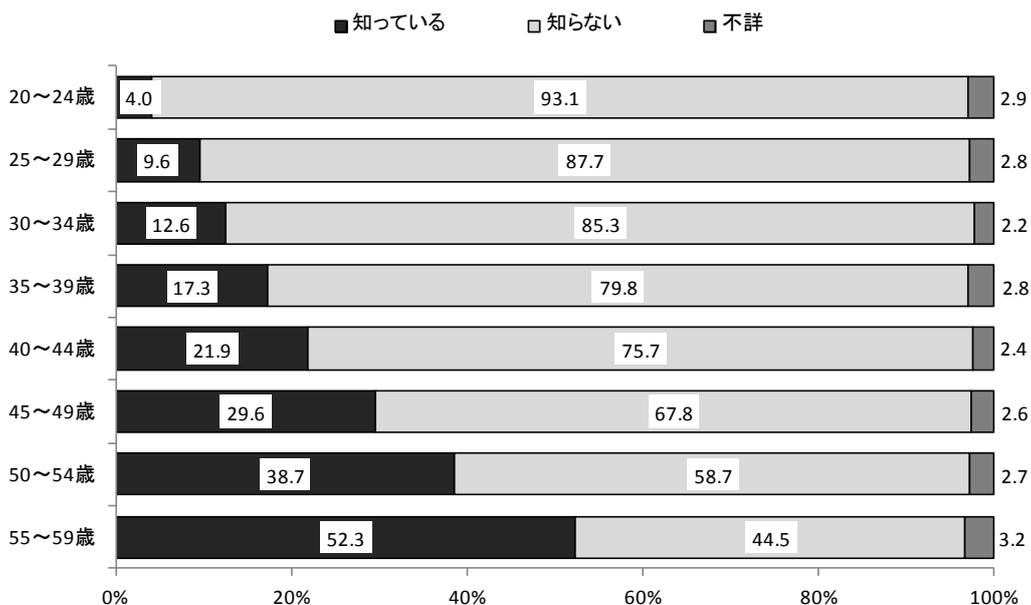
これを年齢階級別にみると、20～24歳では「知っている」が4.0%と低いが、年齢階級が上がるほど「知っている」の割合が高くなり、55～59歳では52.3%となっている。(図24)

図23 将来受け取れる老後の年金見込み額を知っているか (20～59 歳)



注 年金をまだ受給していない20～59歳の者を対象としている。

図24 将来受け取れる老後の年金見込み額を知っているか (20～59 歳、年齢階級別)



注 年金をまだ受給していない20～59歳の者を対象としている。

(3) 自身の年金記録を確認したことがあるか (20歳以上)

「過去3年程度の間に自身の年金記録を確認したことがあるか」という質問について「ある」と回答した者の割合は、20～24歳の29.2%から年齢階級が上がるほど高くなり、60～64歳で83.9%となるが、以降は年齢階級が上がるに伴って低くなっている。

また、確認したきっかけは、いずれの年齢階級においても「ねんきん特別便・ねんきん定期便等の通知を見て」の割合が高くなっている。それ以外では、60～69歳において「年金手続きのため年金事務所を訪問」の割合が16.9%と他の年齢階級に比べて高くなっていることが特徴的である。(図25、表18)

図25 過去3年程度の間に自身の年金記録を確認したことがあるか (20歳以上、年齢階級別)

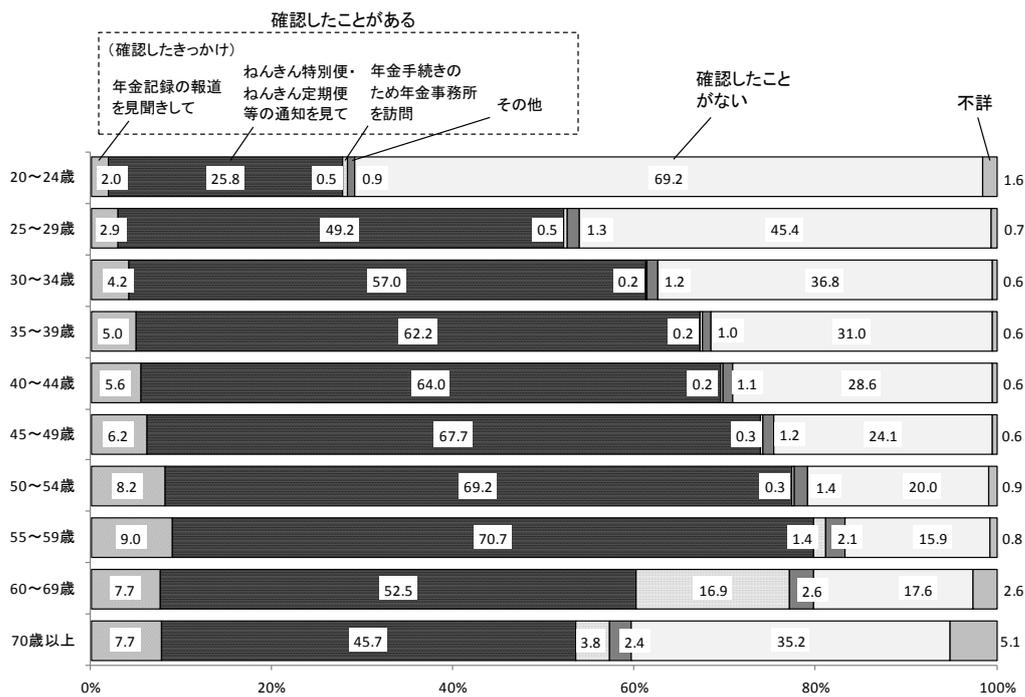


表18 過去3年程度の間に自身の年金記録を確認したことがあるか (20歳以上、年齢階級別)

年齢階級	総数	過去3年程度の間に自身の年金記録を確認したことがあるか							
		ある	(確認したきっかけ)					ない	不詳
			年金記録の報道を見聞きして	ねんきん特別便・ねんきん定期便等の通知を見て	周囲からの勧め	年金手続きのため年金事務所を訪問	きっかけ不詳		
総数	100.0	67.4	6.3	55.3	1.0	4.0	0.8	30.6	2.0
20～59歳	100.0	66.4	5.5	59.2	0.8	0.4	0.5	32.8	0.8
60～69歳	100.0	79.8	7.7	52.5	1.7	16.9	0.9	17.6	2.6
70歳以上	100.0	59.7	7.7	45.7	0.9	3.8	1.5	35.2	5.1
20～24歳	100.0	29.2	2.0	25.8	0.6	0.5	0.2	69.2	1.6
25～29歳	100.0	53.9	2.9	49.2	0.7	0.5	0.6	45.4	0.7
30～34歳	100.0	62.6	4.2	57.0	0.5	0.2	0.7	36.8	0.6
35～39歳	100.0	68.4	5.0	62.2	0.6	0.2	0.4	31.0	0.6
40～44歳	100.0	70.8	5.6	64.0	0.6	0.2	0.5	28.6	0.6
45～49歳	100.0	75.4	6.2	67.7	0.7	0.3	0.5	24.1	0.6
50～54歳	100.0	79.1	8.2	69.2	1.0	0.3	0.4	20.0	0.9
55～59歳	100.0	83.2	9.0	70.7	1.6	1.4	0.6	15.9	0.8
60～64歳	100.0	83.9	7.3	54.4	2.1	19.4	0.8	14.1	2.0
65～69歳	100.0	74.7	8.2	50.2	1.2	13.9	1.1	21.9	3.4
70～74歳	100.0	67.2	8.3	51.3	0.9	5.4	1.3	28.7	4.2
75～79歳	100.0	61.7	8.7	46.9	0.9	3.5	1.7	33.6	4.7
80～84歳	100.0	55.6	6.9	43.1	1.1	3.0	1.5	38.3	6.1
85歳以上	100.0	48.3	6.2	37.3	0.8	2.5	1.5	45.3	6.4

(4) 年金記録問題への取組みの周知度 (15 歳以上)

年金記録問題への取組みについての周知度をみると、「ねんきん特別便」は 69.8%、「ねんきん定期便」は 58.3%と半数以上の者が知っているが、それ以外の取組みについては、いずれも知っている者の割合が 10%未満となっている。(表 19)

表 19 年金記録問題への取組みの周知度 (15 歳以上)

取組み内容	周知度
	%
ねんきん特別便	69.8
ねんきん定期便	58.3
名寄せ特別便の確認調査への市町村の協力	3.7
年金事務所で速やかに年金記録を回復するための回復基準の設定	3.2
年金を受給できる可能性がある未受給の方へのお知らせの送付	3.8
受給者等への標準報酬等のお知らせ	7.6
再裁定の申請から年金支払いまでの期間の短縮	1.4
紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせ	7.6
記録回復により 5 年以上遅れて支払われる年金への物価上昇分の上乗せ	1.8
インターネットによる年金記録の照会	5.2

注 「周知度」は、15 歳以上人口のうち、その取組みを知っていると回答した者の割合である。

(5) 年金制度改革の周知度 (15 歳以上)

「新しい年金制度改革の検討が行われていることを知っているか」という質問について、「知っている」と回答した者の割合は全体で 16.7% である。(図 26)

これを年齢階級別にみると、15～19 歳では「知っている」が 2.2% と低いが、年齢階級が上がるほど「知っている」の割合が高くなり、65～69 歳では 27.9% となっている。しかし、その割合は、70 歳以上では年齢階級が上がるほど再び低下している。(図 27)

図 26 新しい年金制度改革が検討されていることを知っているか (15 歳以上)

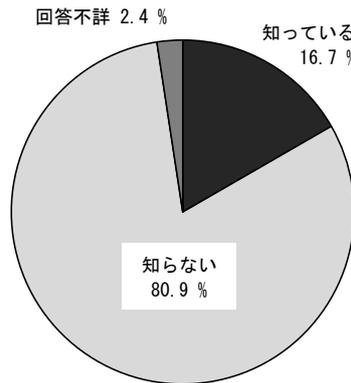
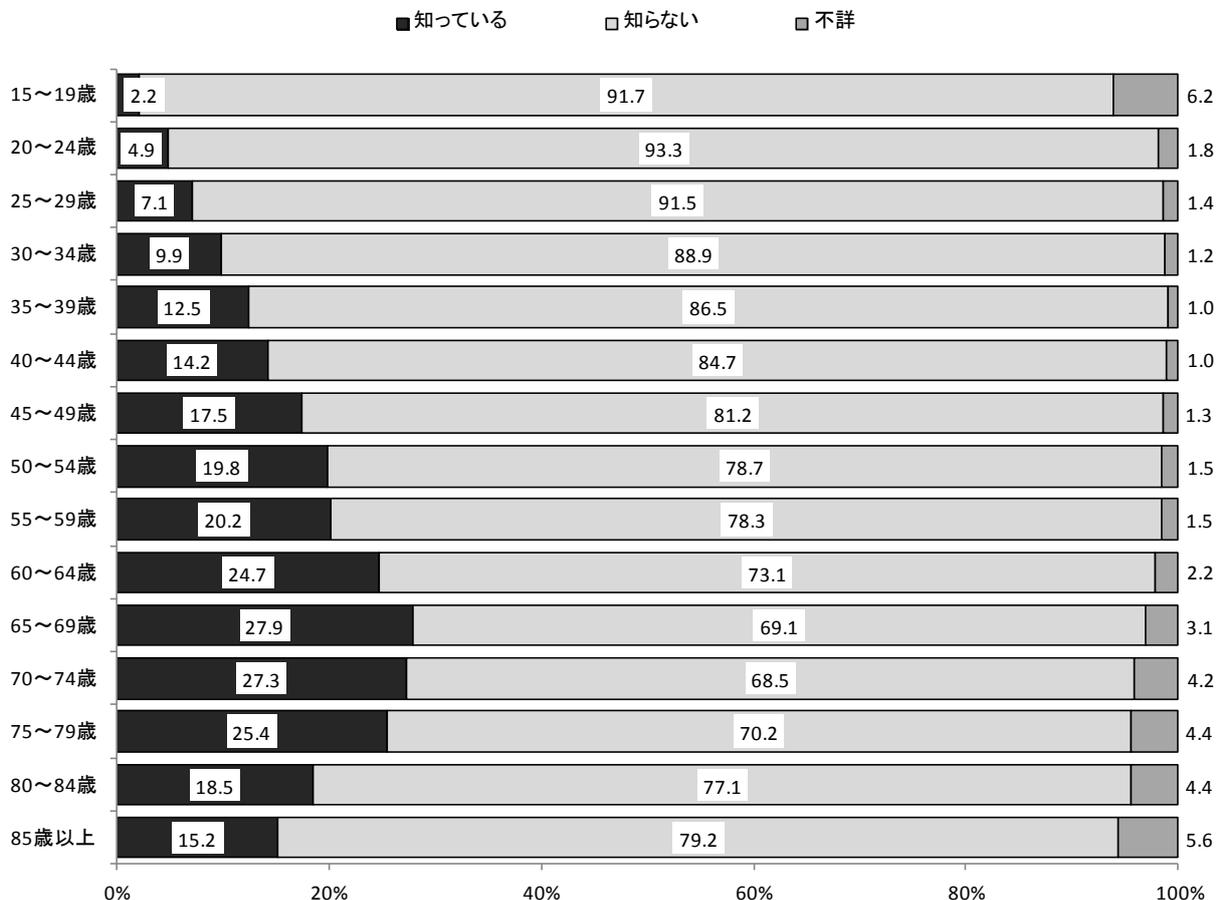


図 27 新しい年金制度改革が検討されていることを知っているか (年齢階級別)



(参考資料1)

都道府県別 公的年金加入状況 (20~59歳)

(平成22年11月末現在)

都道府県	総数	加入者	加入者			非加入者
			第1号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
全 国	65,469	64,570	19,066	35,414	10,091	899
北海道	2,761	2,728	836	1,428	463	34
青森県	679	674	242	347	85	5
岩手県	643	638	193	361	85	5
宮城県	1,220	1,208	366	660	182	12
秋田県	519	512	154	291	67	6
山形県	561	556	159	336	62	4
福島県	1,009	999	296	568	136	10
茨城県	1,547	1,517	486	798	233	30
栃木県	1,041	1,031	313	560	158	10
群馬県	1,011	1,001	312	533	156	10
埼玉県	3,814	3,732	1,101	1,997	633	82
千葉県	3,267	3,214	921	1,746	547	53
東京都	7,252	7,103	2,200	3,958	944	150
神奈川県	4,859	4,756	1,294	2,633	829	103
新潟県	1,161	1,155	308	694	153	6
富山県	530	528	124	334	70	2
石川県	576	572	152	345	76	4
福井県	399	394	99	247	48	5
山梨県	430	425	134	230	61	6
長野県	1,035	1,034	290	592	152	2
岐阜県	1,031	1,024	290	563	171	8
静岡県	1,932	1,913	523	1,094	296	19
愛知県	3,889	3,865	1,024	2,149	692	24
三重県	931	922	249	519	155	9
滋賀県	724	722	185	412	125	1
京都府	1,291	1,272	398	678	195	20
大阪府	4,482	4,434	1,426	2,294	714	48
兵庫県	2,852	2,797	803	1,497	497	55
奈良県	699	688	213	350	125	11
和歌山県	484	479	165	237	77	5
鳥取県	286	284	80	169	35	2
島根県	329	327	81	205	41	2
岡山県	942	930	240	543	147	12
広島県	1,432	1,424	378	807	238	9
山口県	691	674	181	382	111	17
徳島県	381	371	112	209	50	10
香川県	487	483	126	284	74	3
愛媛県	688	683	209	367	107	5
高知県	352	347	115	191	41	5
福岡県	2,578	2,530	755	1,368	407	48
佐賀県	415	413	125	231	57	2
長崎県	694	687	228	360	100	7
熊本県	880	877	293	464	120	3
大分県	566	558	151	317	90	9
宮崎県	547	543	180	288	75	4
鹿児島県	824	809	247	433	129	15
沖縄県	748	737	308	346	84	10

(参考資料2)

政令指定都市・東京特別区における公的年金加入状況(20~59歳)

(平成22年11月末現在)

地域	総数	加入者	第1号	第2号	第3号	非加入者
			被保険者	被保険者	被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
札幌市	1,026	1,011	296	539	176	16
仙台市	569	567	162	312	93	2
さいたま市	685	663	173	371	119	22
千葉市	512	504	133	281	89	9
東京特別区	5,041	4,920	1,519	2,795	607	120
横浜市	2,009	1,948	497	1,097	353	62
川崎市	830	809	219	466	124	21
相模原市	378	371	109	199	63	6
新潟市	415	412	111	240	61	3
静岡市	367	364	104	206	55	3
浜松市	416	412	110	235	67	3
名古屋市	1,198	1,193	344	652	196	6
京都市	727	713	236	377	100	14
大阪市	1,405	1,389	499	713	176	16
堺市	413	408	128	210	70	5
神戸市	796	788	236	417	135	8
岡山市	359	354	93	203	58	5
広島市	624	620	168	345	108	4
北九州市	471	464	134	255	75	7
福岡市	798	781	222	433	126	17

(参考資料3)

国籍別 公的年金加入状況(20~59歳)

(平成22年11月末現在)

国籍	総数	加入者	第1号	第2号	第3号	非加入者
			被保険者	被保険者	被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
総数	65,469	64,570	19,066	35,414	10,091	899
日本	64,707	63,885	18,843	35,080	9,962	822
日本以外	480	409	120	191	98	71
中国	199	180	53	76	51	19
韓国又は北朝鮮	84	77	33	35	9	7
ブラジル	34	27	2	22	3	7
フィリピン	66	52	19	14	20	14
ペルー	11	11	1	8	3	0
米国	18	14	1	6	7	4
その他	69	48	11	30	7	21
不詳	282	276	102	143	31	6

(参考資料4)

就業形態別 公的年金加入状況 (20~59歳)

(平成22年11月末現在)

就業形態	総数	加入者	第1号	第2号	第3号	非加入者
			被保険者	被保険者	被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
総数	65,469	64,570	19,066	35,414	10,091	899
就業者	52,456	51,932	12,760	34,831	4,340	524
自営業主	3,523	3,356	2,753	489	114	167
家族従業者	2,087	2,053	1,595	308	150	34
会社員・公務員	37,707	37,571	4,284	32,035	1,252	136
フルタイム	33,542	33,451	3,180	30,134	137	92
フルタイムでない	3,415	3,382	982	1,315	1,085	33
時間区分不詳	750	739	122	587	30	11
臨時・不定期	9,139	8,952	4,128	2,000	2,824	187
非就業者	12,824	12,449	6,178	548	5,722	375
不詳	190	189	127	35	28	0

(参考資料5)

業態別 公的年金加入状況 (20~59歳、就業者)

(平成22年11月末現在)

業態	総数	加入者	第1号	第2号	第3号	非加入者
			被保険者	被保険者	被保険者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
就業者計	52,456	51,932	12,760	34,831	4,340	524
農林水産業	1,039	1,028	686	268	75	10
鉱業、採石業、砂利採取業	78	74	8	65	1	4
建設業	3,617	3,494	1,313	2,113	67	123
製造業	9,319	9,275	1,230	7,622	423	45
電気・ガス・熱供給・水道業	1,014	1,004	235	739	30	11
情報通信業	1,766	1,758	217	1,512	29	8
運輸業、郵便業	2,431	2,405	393	1,903	110	26
卸売・小売業	5,705	5,683	1,587	3,346	750	22
金融・保険業	1,726	1,720	183	1,399	138	6
不動産業、物品賃貸業	572	564	170	345	49	8
学術研究、専門・技術サービス業	1,069	1,062	296	712	54	8
飲食店・宿泊業	2,347	2,314	1,244	699	371	33
生活関連サービス業、娯楽業	1,959	1,944	734	970	240	15
教育・学習支援業	2,214	2,200	446	1,518	236	15
医療・福祉	5,381	5,367	902	3,840	624	14
複合サービス事業	1,238	1,201	208	907	86	37
職業紹介・労働者派遣業	341	338	96	208	34	3
その他の対事業所サービス業	1,208	1,197	323	751	123	11
修理業	618	597	203	378	16	21
廃棄物処理業	209	205	40	157	8	4
政治・経済・文化団体	133	130	33	88	9	3
その他のサービス業	3,601	3,536	1,258	1,876	402	65
公務	3,109	3,107	162	2,852	94	2
不詳	1,761	1,729	793	563	372	32

(参考資料6)

年齢階級別 公の年金受給状況

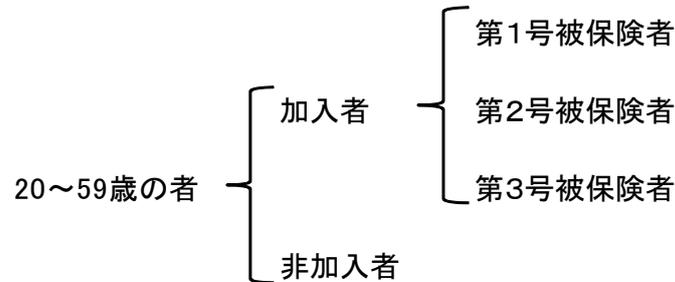
(平成22年11月末現在)

年齢階級	総数	受給者	(受給年金種別)				未受給者
			老齢年金	障害年金	遺族年金	不詳	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
15歳以上	110,969	37,400	30,612	1,283	2,170	3,335	73,569
60歳以上	39,421	35,347	30,555	411	1,826	2,554	4,074
65歳以上	29,281	28,395	24,800	266	1,571	1,758	886
70歳以上	20,958	20,689	17,864	179	1,358	1,289	268
15～19歳	6,080	66	・	3	38	25	6,013
20～24歳	6,574	135	・	82	0	53	6,438
25～29歳	7,490	191	・	97	1	93	7,299
30～34歳	8,435	212	・	113	3	96	8,223
35～39歳	10,006	259	・	122	17	120	9,748
40～44歳	8,837	224	・	110	17	97	8,613
45～49歳	8,028	281	・	94	57	130	7,746
50～54歳	7,623	266	・	105	63	99	7,356
55～59歳	8,477	418	56	145	148	69	8,058
60～64歳	10,140	6,952	5,756	145	255	796	3,188
65～69歳	8,323	7,705	6,936	87	213	470	618
70～74歳	6,874	6,682	5,951	66	238	427	193
75～79歳	5,815	5,788	5,061	49	329	349	27
80～84歳	4,235	4,210	3,619	28	327	237	25
85歳以上	4,033	4,010	3,234	36	464	276	24

用語の解説

1 公的年金加入状況（20～59歳）

日本国内に住所を有する 20～59 歳の者はすべて、公的年金制度に加入することとなっているが、この公的年金制度への加入状況について、以下のように区分している。



加入者

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者でない者。

自営業者（開業医、弁護士等も含む）、家族従業員（自営業主の手伝い）、農業・漁業に従事する者、パート・アルバイト・内職を行っている者、学生、無職の者等が該当する。

② 第2号被保険者

民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険の被保険者、公務員を対象とする共済組合の組合員または加入者。

③ 第3号被保険者

第 2 号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）。

非加入者

日本国内に住所を有する 20～59 歳の者であるが、調査時点において公的年金制度に加入していない者であり、第 1 号未加入者（※ 1）や経過的未届者（※ 2）等がこれにあたる。

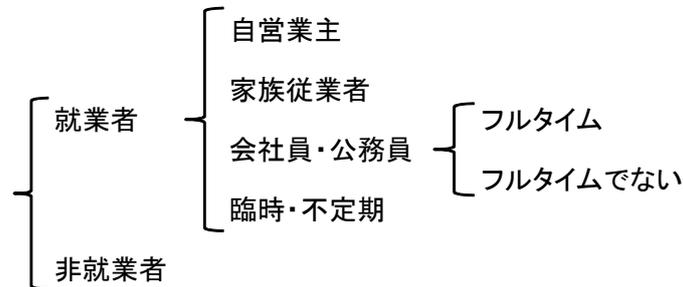
※ 1 第 1 号未加入者とは、過去に一度も公的年金制度に加入したことがない者であって、届出を行えば第 1 号被保険者になる者である。

※ 2 経過的未届者とは、加入する公的年金制度の変更のため、一時的に第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までのいずれにも属さない者である。例えば、調査の直前に転職、失業または退職した者であって、調査時点において届出がされていない者がこれに該当する。経過的未届者は、届出が行われた後、遡及して被保険者となる。

2 就業形態等と公的年金加入状況（20～59歳）

○ 就業形態

就業形態は以下のように区分している。社会保険の適用関係を直接示すものではない。



就業者

働いている者。

自営業主

個人経営の商店主・工場主・農業主等の事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者等。請負をしている自営業主も含む。

家族従業者

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

会社員・公務員

正社員やあらかじめ2か月を超える期間を定めて事業所に使用される者、または臨時に使用される者であって以下のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者。

- イ 日々雇い入れられる者であっても、使用されてから1か月以上経過し、引き続いて使用されることになった者
- ロ 2か月以内の期間を定めて使用される者であっても、その期間を超えて引き続いて使用されることになった者
- ハ 季節的業務に使用されている者でも4か月を超えて使用されている者及び使用される見込みの者
- ニ 臨時的事業の事業所に使用されている者でも6か月を超えて使用されている者及び使用される見込みの者

また、「会社員・公務員」は以下の①または②に分類している。

① フルタイム

「会社員・公務員」のうち、1日の所定労働時間と1か月の所定労働日数が一般社員と同程度である者。

② フルタイムでない

「会社員・公務員」のうち、1日の所定労働時間が一般社員より短いかまたは1か月の所定労働日数が一般社員よりも少ない者。

臨時・不定期

「自営業主」、「家族従業者」及び「会社員・公務員」以外の就業者。臨時や不規則のパート・アルバイト、学生の家庭教師や内職等が該当する。

非就業者

働いていない者。

○ 経営組織

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが経営している事業所。会社、社団法人、学校法人、日本銀行、NHK、公団・公庫等。ただし、国・地方公共団体を除く。

法人以外（正社員 5 人未満）、法人以外（正社員 5 人以上）

個人または共同で経営している場合であって、法人でない事業所。

ここでの正社員の数とは、事業所に常時雇用されている者、4 か月以上にわたって雇用されている季節的労働者及び 1 か月以上にわたって雇用されている日々雇入れ労働者の合計である。

国・地方公共団体

国の事業所（機関）、地方公共団体。

3 公的年金等の受給状況

○ 被用者年金加入状況（60～69 歳）

加入者

厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員または加入者。

非加入者

国内に住所を有する 60～69 歳の者のうち、厚生年金保険や共済組合の被用者年金の加入者以外の者。国民年金の任意加入被保険者も含まれる。

○ 公的年金受給状況

受給者

公的年金の受給権を有し、本人の請求により裁定された者。恩給受給者は含まない。

未受給者

受給者以外の者。支給開始年齢に達していない者、年金の裁定請求を行っていない者及び恩給を受給している者が含まれる。